平成28年2月26日招集

秩父市議会定例会議案



議案第	1号	専決処分について(秩父市税条例の一部を改正する条例の一部を	
		改正する条例	1
議案第	2号	市道の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第	3号	市道の路線変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第	4号	市道の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
議案第	5号	第2次秩父市総合振興計画基本構想の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
議案第	6号	秩父市過疎地域自立促進計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
議案第	7号	指定管理者の指定について(秩父市みどりの村関連施設)・・・・・・・・	20
議案第	8号	埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び	
		同組合の規約変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
議案第	9号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行	
		に伴う関係条例の整備に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
議案第1	0号	秩父市職員の退職管理に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
議案第1	1号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例・・・・・・・・	2 6
議案第1	2号	秩父市行政不服審查会条例	3 C
議案第1	3号	秩父市情報公開・個人情報保護審査会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
議案第1	4号	秩父市固定資産評価審査委員会条例	3 7
議案第1	5号	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例	
		の整理に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
議案第1	6号	秩父市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を	
		定める条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
議案第1	7号	秩父市水道事業の広域化に伴う関係条例の整理に関する条例・・・・・・・	4 4
議案第1	8号	秩父市職員定数条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
議案第1	9号	秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・	4 7
議案第2	0号	秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例・・・・・	63
議案第2	1号	秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を	
		改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6.4

	繁 第22号	秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する	
		条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 5
證	繁 第23号	秩父市公社等に派遣される職員の災害補償に係る処遇の特例に	
		関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
静	族 案第24号	秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する	
		条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1
à	族 第25号	秩父市公民館条例及び秩父市公民館利用条例の一部を改正する条例・・	7 2
詞	案 第26号	秩父市介護保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 3
静	族 第27号	秩父市デイサービスセンター条例の一部を改正する等の条例・・・・・・	7 4
譚	案 第28号	秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 6
諍	族 第29号	秩父市有墓地条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 7
請	案第30号	平成27年度秩父市一般会計補正予算(第4回)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 8
諸	漢 第31号	平成27年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)・・・・・	8 9
請	案第 32号	平成27年度秩父市下水道事業特別会計補正予算(第3回)	9 4
諺	案 第33号	平成27年度秩父市戸別合併処理净化槽事業特別会計補正予算	
		(第3回)	0 1
諺	案第 34号	平成27年度秩父市水道事業会計補正予算(第3回)・・・・・・1	0 7
證	案 第35号	平成27年度秩父市立病院事業会計補正予算(第2回)・・・・・・1	1 0
誵	案第36号	平成28年度秩父市一般会計予算・・・・・・・1	1 2
諺	案第37号	平成28年度秩父市国民健康保険特別会計予算・・・・・・・・1	1 3
諺	案第38号	平成28年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算・・・・・・1	1 4
豁	案第39号	平成28年度秩父市介護保険特別会計予算・・・・・・・・1	1 5
誵	案第40号	平成28年度秩父市下水道事業特別会計予算1	1 6
澈	案第41号	平成28年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算・・・・・・・1	1 7
諭	案第42号	平成28年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算・・・・・・1	18
該	案第43号	平成28年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算・・・・・・1	1 9
識	案 第44号	平成28年度秩父市駐車場事業特別会計予算・・・・・・・・1	20
議	案 第45号	平成28年度秩父市立病院事業会計予算1	21

議案第1号

専決処分について

秩父市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、地方自治 法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書 のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成28年2月26日提出

専決処分書

秩父市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年12月28日

秩父市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秩父市税条例の一部を改正する条例(平成27年秩父市条例第39号)の一部を 次のように改正する。

第51条第2項各号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)」に改める。

第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号

市道の認定について

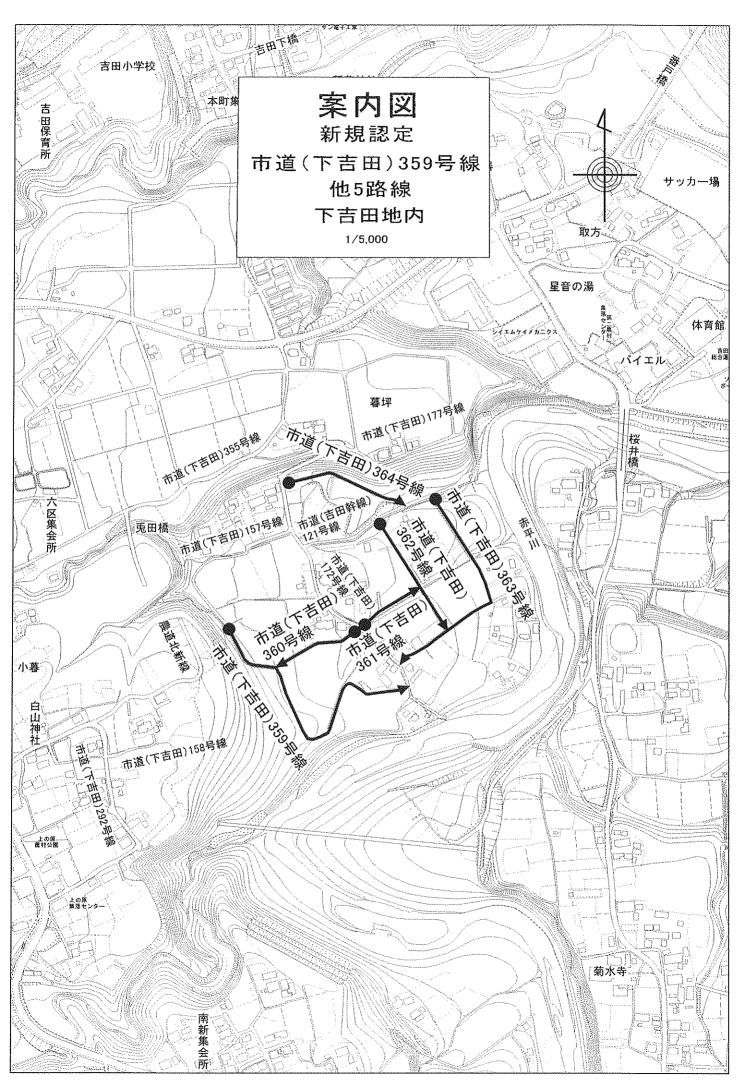
次のとおり市道を認定することについて議決を求める。

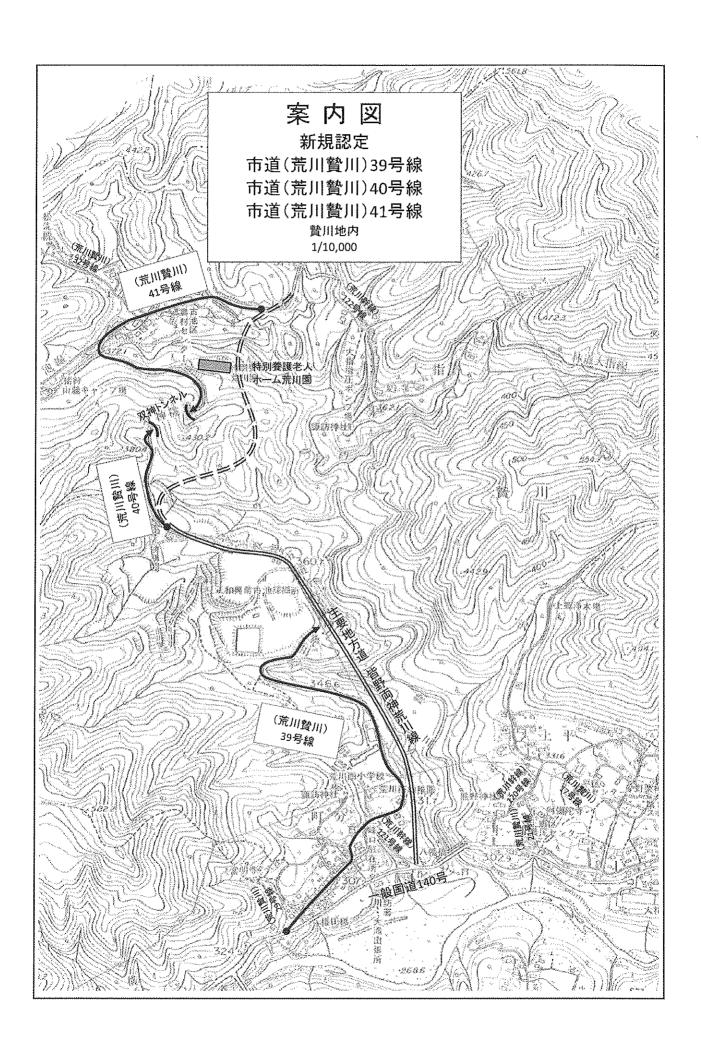
路線名	起点	重要な
	終点	経過地
下吉田359号線	秩父市下吉田字暮坪 9471番地先	
	秩父市下吉田字暮坪 2930番1地先	
下吉田360号線	秩父市下吉田字暮坪 9418番地先	***************************************
Гризоодия	秩父市下吉田字暮坪 9416番地先	
下吉田361号線	秩父市下吉田字暮坪 9422番地先	THE PARTY OF THE P
ГБЩЗОТЭЛЖ	秩父市下吉田字暮坪 9449番地先	
下吉田362号線	秩父市下吉田字暮坪 9444番地先	***************************************
ГДЩЗОЗЭЛЯК	秩父市下吉田字暮坪 9432番地先	
下吉田363号線	秩父市下吉田字暮坪 9438番地先	
ТЕЩЗОЗЭМК	秩父市下吉田字暮坪 2940番2地先	
下吉田364号線	秩父市下吉田字暮坪 9492番地先	
П В В В В В В В В В В В В В В В В В В В	秩父市下吉田字暮坪 9497番地先	
 荒川贄川39号線	秩父市荒川白久字林平 1887番3地先	
プログリ 異グリコン ケが	秩父市荒川贄川字笹平 959番1地先	
 荒川贄川40号線	秩父市荒川贄川字南柿平1011番1地先	
ガルリ奥川40 <i>ケ豚</i>	秩父市荒川贄川字柿平 1064番1地先	
荒川贄川41号線	秩父市荒川贄川字三ツ谷1376番1地先	
기미/미 맛째 /기 삼 표 건 ///////	秩父市荒川贄川字穴ノ尾1083番1地先	

平成28年2月26日提出

提案理由

市道に認定し管理したいため、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により提出する。





議案第3号

市道の路線変更について

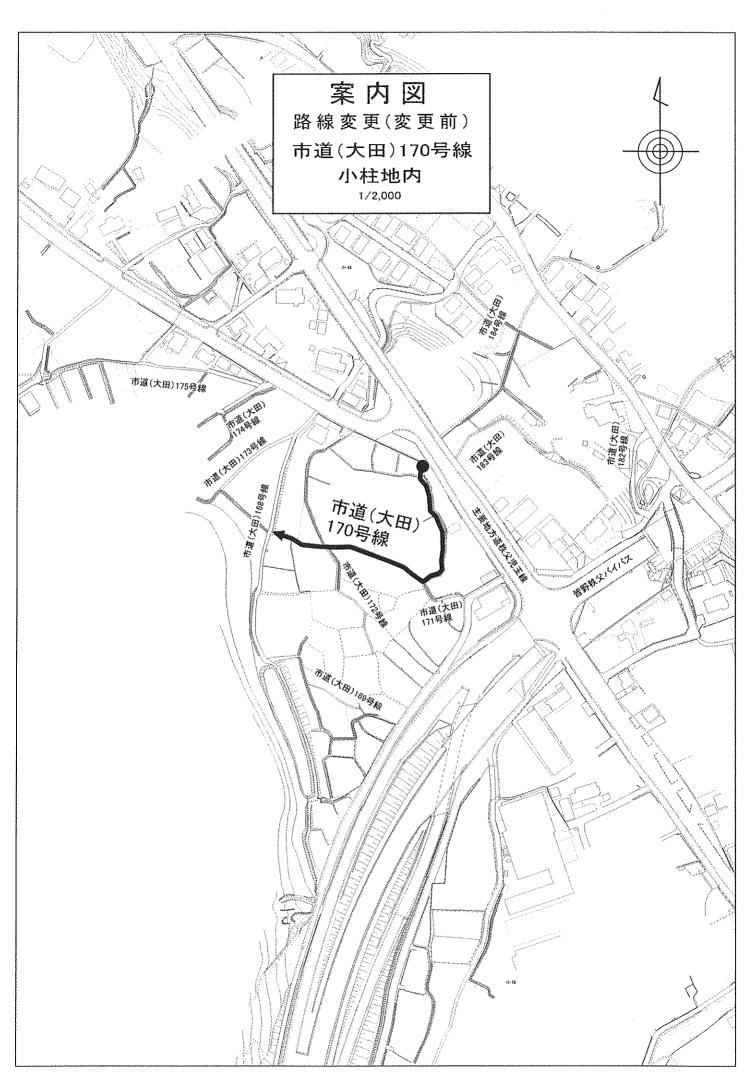
次のとおり市道を路線変更することについて議決を求める。

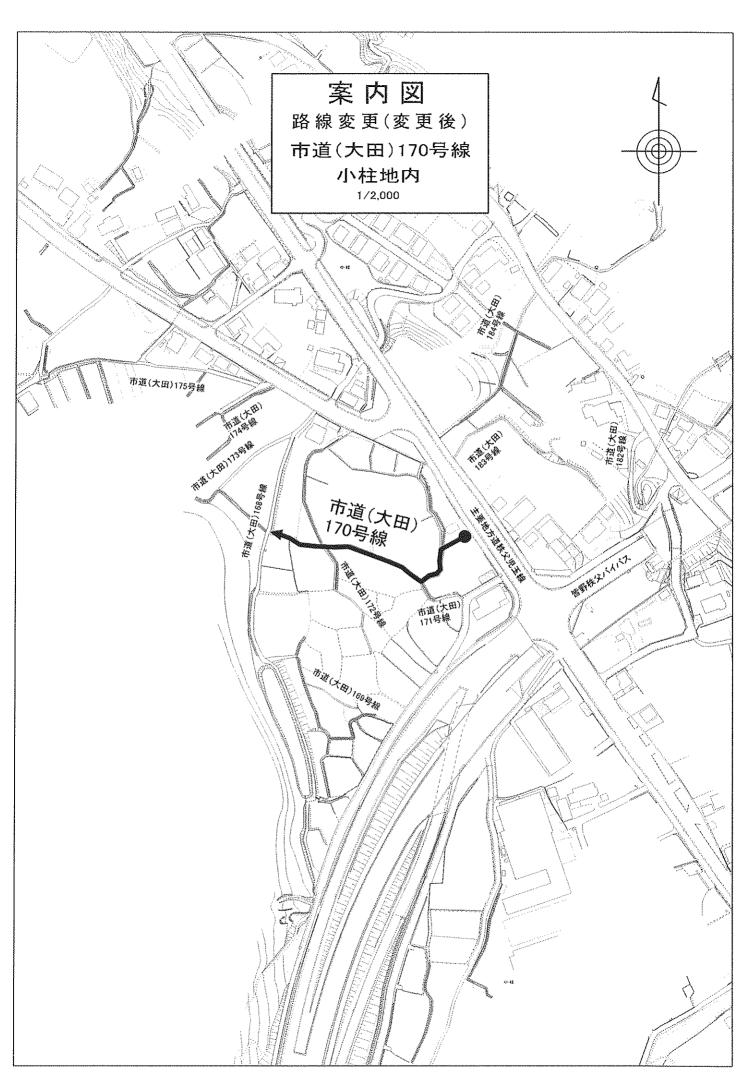
路線名	10 32C PH	起点	重要な
"哈脉"和	旧新別	終点	経過地
	旧	秩父市小柱字長池 599番1地先	
大田170号線		秩父市小柱字長池 601番地先	
八田工工口方線	新	秩父市小柱字長池 596番5地先	
		秩父市小柱字長池 601番地先	
	(E)	秩父市下吉田字鍛治山 6954番1地先	
下吉田43号線		秩父市下吉田字鍛治山 6940番地先	
1 1 14 4 0 7 19%	新	秩父市下吉田字鍛治山 6954番1地先	
		秩父市下吉田字芦田 7218番地先	
	旧	秩父市荒川贄川字上郷 644番1地先	
 荒川幹線120号線		秩父市荒川贊川字下反 363番地先	
为6万日奉中/欧 I 2 0 分 //欧	新	秩父市荒川贄川字上郷 644番1地先	
		秩父市荒川贄川字姥原 298番6地先	
	I	秩父市荒川贄川字中島 103番1地先	
		秩父市荒川贄川字中島 140番1地先	
荒川贄川1号線		秩父市荒川贄川字本原 96番1地先	
	新	秩父市荒川贊川字中島 140番1地先	

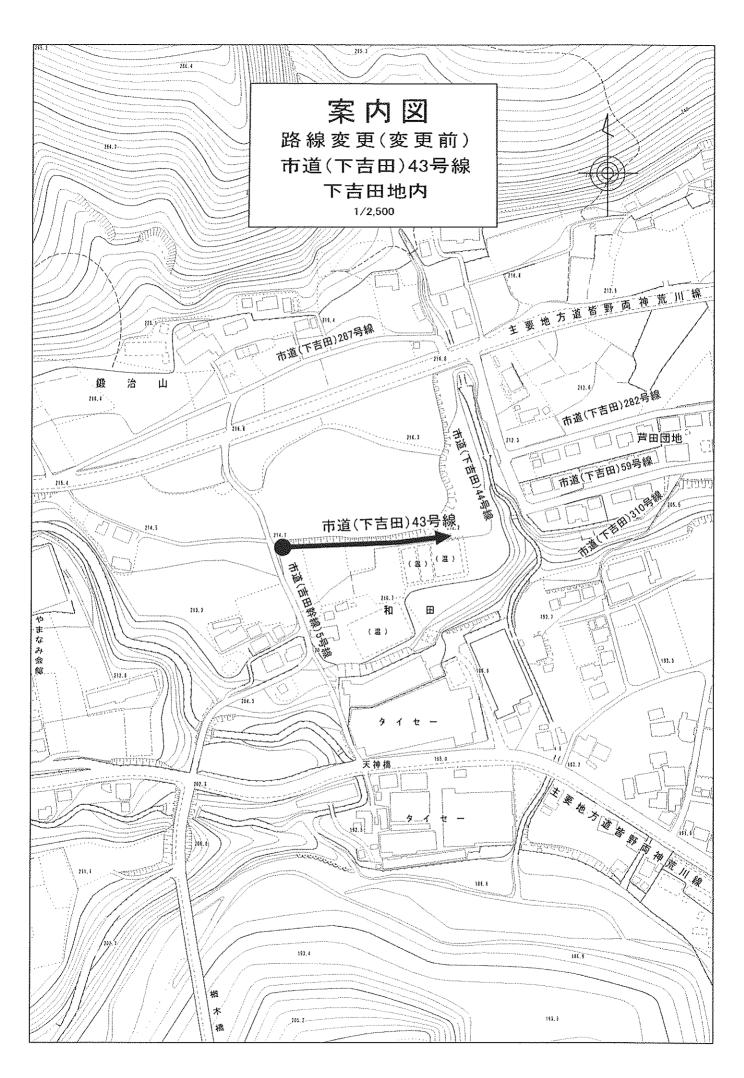
平成28年2月26日提出

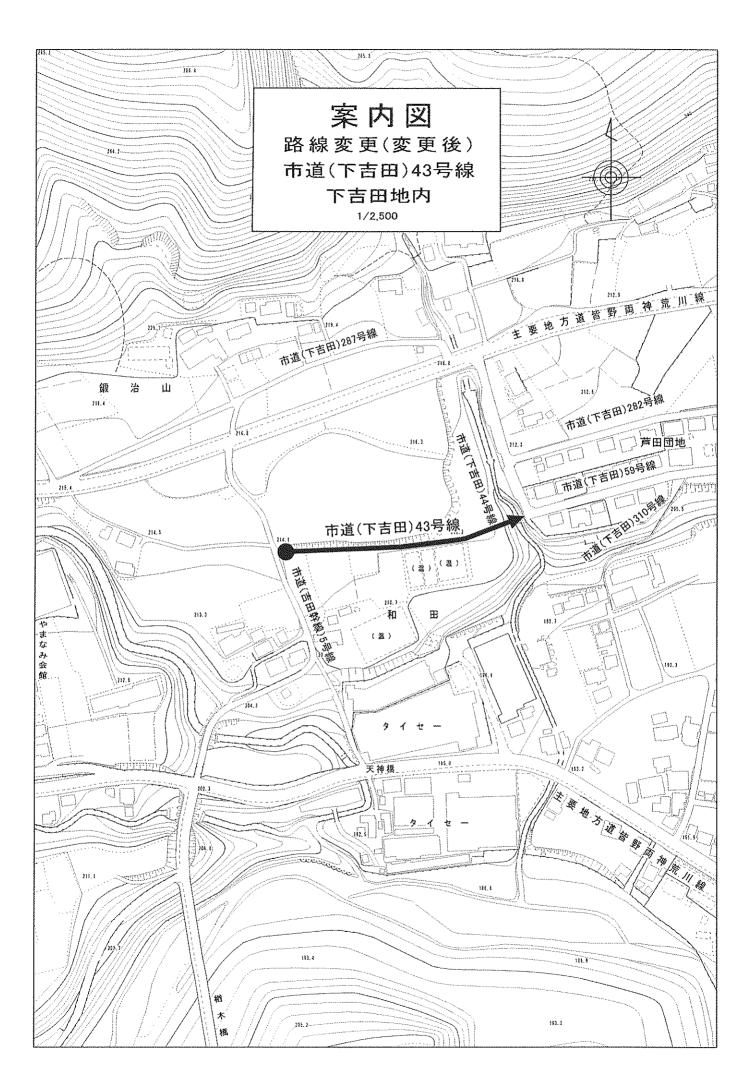
提案理由

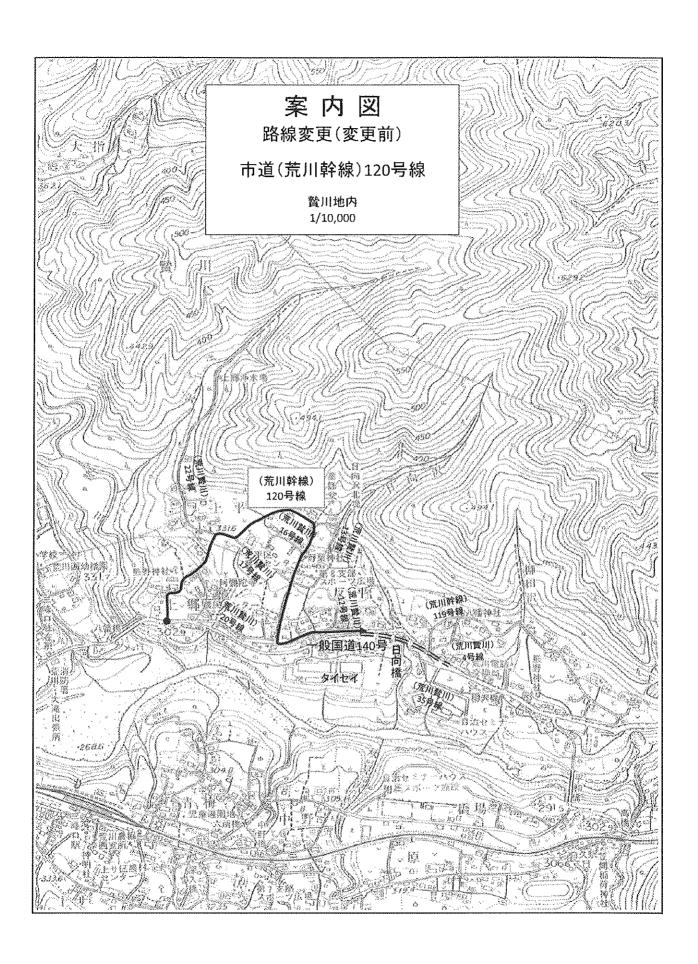
路線を変更して管理したいため、道路法(昭和27年法律第180号)第10条 第3項の規定により提出する。

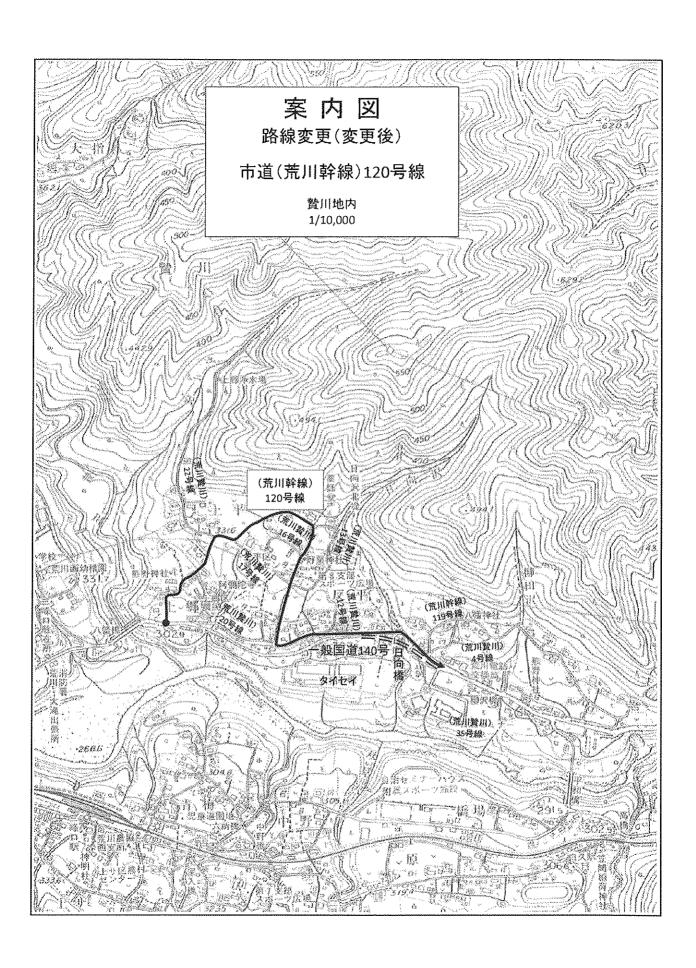


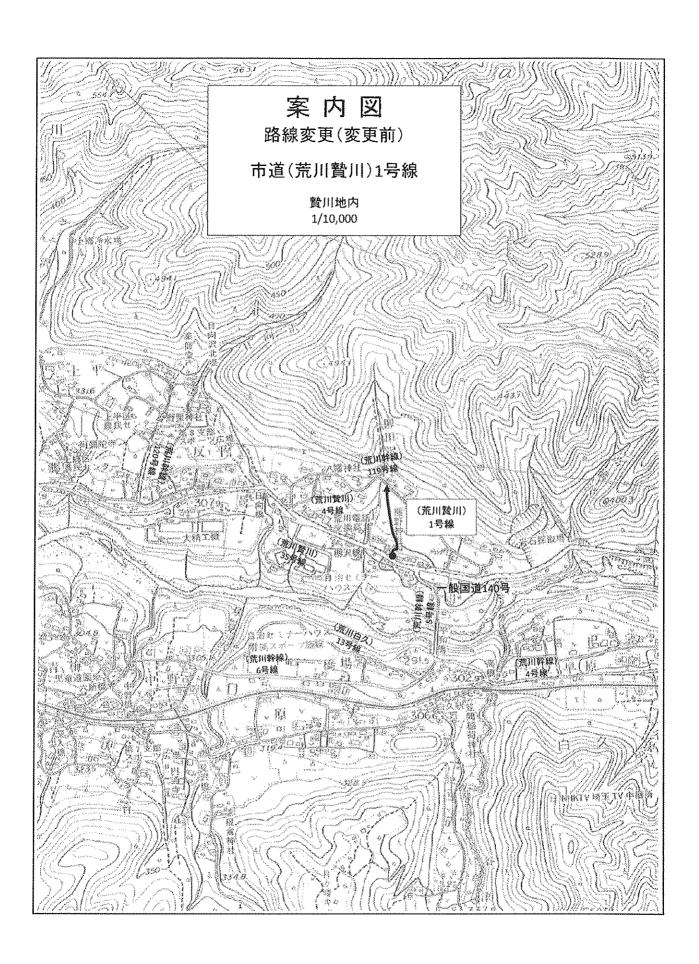


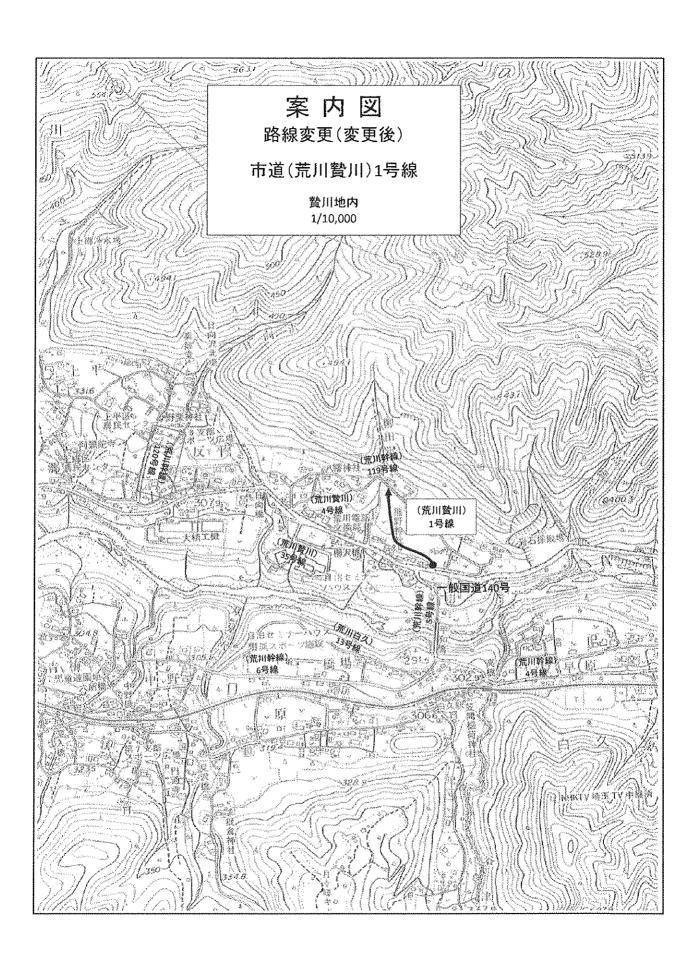












議案第4号

市道の廃止について

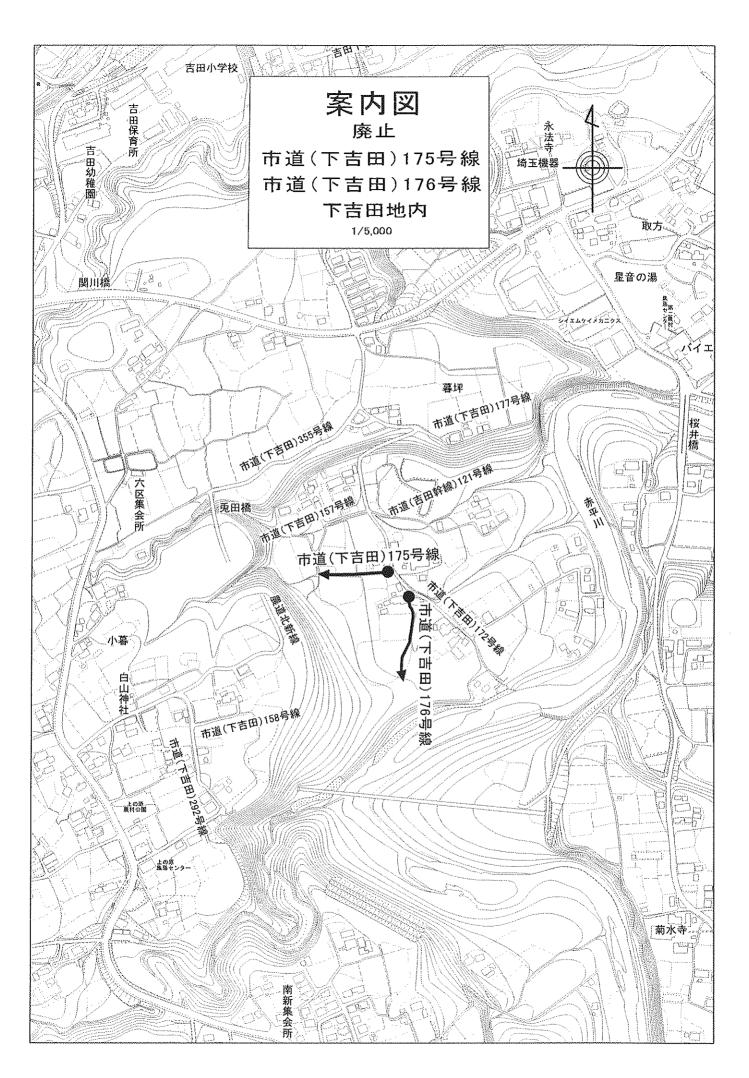
次のとおり市道を廃止することについて議決を求める。

路線名	起点	重要な
単分形名	終点	経過地
下吉田175号線	秩父市下吉田字暮坪 3084番2地先	
「百四113万豚	秩父市下吉田字暮坪 3091番地先	
下吉田176号線	秩父市下吉田字暮坪 2895番地先	
下百四1/り芳楙	秩父市下吉田字暮坪 2864番地先	

平成28年2月26日提出

提案理由

市道を廃止したいため、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の 規定により提出する。



議案第5号

第2次秩父市総合振興計画基本構想の策定について

第2次秩父市総合振興計画基本構想を別冊のとおり策定したいので、地方自治法 第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(平成21年秩父 市条例第17号)第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

提案理由

本市の実施する施策の基本方針を示した基本構想を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を図りたいため。

議案第6号

秩父市過疎地域自立促進計画の策定について

秩父市過疎地域自立促進計画を別冊のとおり策定したいので、過疎地域自立促進 特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項の規定に基づき、議会の議決 を求める。

平成28年2月26日提出

提案理由

秩父市過疎地域自立促進計画の期間が満了したことから新たに計画(平成28年度から平成32年度まで)を策定し、過疎地域の振興を図りたいため。

議案第7号

指定管理者の指定について(秩父市みどりの村関連施設)

秩父市みどりの村関連施設の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議決を 求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 秩父市上吉田2070番地
 - (2)名 称 秩父市みどりの村関連施設
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 秩父市下吉田3272番地1
 - (2)名 称 特定非営利活動法人 やまなみ
 - (3)代表者 理事長 強矢 好光
- 3 指定する期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

平成28年2月26日提出

提案理由

施設管理運営の良好な実績を踏まえ、関連施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービス向上を図ることを目的とし、特定非営利活動法人 やまなみを指定管理者に指定したいため。

議案第8号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合 の規約変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、平成2 8年4月1日から埼玉県市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させ、埼玉 県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約(平成18年指令市第745号)の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項中「皆野・長瀞上下水道組合」を「皆野・長瀞下水道組合」に、「埼玉東部消防組合」を「埼玉東部消防組合」草加八潮消防組合」に改める。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

提案理由

平成28年4月1日から埼玉県市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること及び皆野・長瀞上下水道組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により提出する。

議案第9号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(秩父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 秩父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年秩父市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「任免」を「任用」に改め、同条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第 1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第4条の見出し中「報告」の次に「の時期」を加える。

(秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年秩父市条 例第42号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第12条第1項第3号中「若しくは公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫」を「、沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第14条第2項第4号中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

(秩父市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 秩父市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年秩父市条例 第44号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 秩父市一般職職員の給与に関する条例(平成17年秩父市条例第55号) の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に、「前項に規定する」を「給料表に定める職務の」に改め、同項を同条第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

(等級別基準職務表)

第3条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第11条の2第2項中「別表第3」を「別表第4」に改める。 別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第3条の2関係)

ア 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
8級	部長、市長室長、参事、総合支所長、病院事務局長、会計管理
	者、教育委員会事務局長又は議会事務局長の職務
7級	部次長、市長室次長、副参事、専門員、技監、副支所長、病院
	事務局次長、教育委員会事務局次長、議会事務局次長、監査事
	務局長、選挙管理委員会事務局長又は農業委員会事務局長の職
	務
6級	課長、所長、管理幹、館長、大滝国民健康保険診療所事務局長、
	副所長又は主席主幹の職務
5級	主幹又は保育所長の職務
4級	主査の職務
3級	参与、主任、主任技師、主任保育士、主任司書、主任教諭又は
	主任学芸員の職務
2級	1 主事又は技師の職務
	2 知識又は経験を必要とする保育士、司書、教諭又は学芸員
	の職務
1級	主事補、技師補、保育士、司書、教諭又は学芸員の職務

イ 医療職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
3級	病院長又は副病院長の職務
2級	科部長、大滝国民健康保険診療所長又は医長の職務
1級	医師の職務

ウ 医療職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務	
5級	科長又は主席主幹の職務	

4級	薬剤師長、技師長、技士長、士長、主幹又は主査の職務
3 級	参与、主任薬剤師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨
	床検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療
	法士、主任言語聴覚士、主任歯科衛生士又は主任診療情報管理
	士の職務
2級	1 薬剤師の職務
	2 技術又は経験を必要とする栄養士、診療放射線技師、臨床
	檢查技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴
	覚士又は歯科衛生士の職務
	3 経験を必要とする診療情報管理士の職務
1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学
	療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士又は診療情報管
	理士の職務

工 医療職給料表 (3) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
5級	副病院長、看護部長、副看護部長、看護師長、助産師長、所長、
	副所長又は主席主幹の職務
4級	副看護師長、副助産師長、主幹又は主査の職務
3級	参与、主任看護師、主任保健師又は主任助産師の職務
2級	1 経験を必要とする看護師の職務
	2 保健師又は助産師の職務
1級	看護師の職務

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)の施行に伴い、等級別基準職務表を規定するほか、関係条例について所要の改正を行いたいため。

議案第10号

秩父市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を 定めるものとする。

(任命権者への届出)

第2条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間、営利企業(法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)の施行に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を規定したいため。

議案第11号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (秩父市情報公開条例の一部改正)

第1条 秩父市情報公開条例(平成17年秩父市条例第10号)の一部を次のよう に改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第15条第1項中「第20条」を「第20条第4項」に改め、「、規則で定めるところにより」を削り、同条第3項中「第19条及び」を削る。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第19条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行 政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第20条の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条中「諮問した」を「諮問をした」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、秩父市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて 適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。) は、当該諮問に対する答申を受けたときは、それを尊重し、速やかに審査請求 に対する裁決をしなければならない。

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外

の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求」に、「決定(」を「裁決(」に改める。

(秩父市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 秩父市個人情報保護条例(平成17年秩父市条例第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第23条第1項中「第42条」を「第42条第4項」に改め、同条第3項中「第41条及び」を削る。

「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。

第41条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第41条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若 しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法 (平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第42条の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは 利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に 対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、 審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂

正をすることとする場合

- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利 用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて 適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。) は、当該諮問に対する答申を受けたときは、それを尊重し、速やかに審査請求 に対する裁決をしなければならない。

第43条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求」に、「決定(」を「裁決(」に改める。

第44条第2項中「により保有個人情報」の次に「が記録されている公文書」 を加え、「定める保有個人情報の」を「定める」に改める。

(秩父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 秩父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年秩父市条 例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年秩父市条例第52号) の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条 又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項 本文」に改める。

(秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 秩父市一般職職員の給与に関する条例(平成17年秩父市条例第55号) の一部を次のように改正する。

第16条の5第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14 条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1 項本文」に改める。

(秩父市税条例の一部改正)

第6条 秩父市税条例(平成17年秩父市条例第65号)の一部を次のように改正 する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(秩父市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部改正)

第7条 秩父市営土地改良事業賦課金徴収条例(平成17年秩父市条例第203号) の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条と する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例 の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請 に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の秩父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号の規定は、平成28年度以降の年度における業務の状況の報告について適用し、平成27年度における業務の状況の報告については、なお従前の例による。

平成28年2月26日提出

提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の規定の整備を行う必要があるため。

議案第12号

秩父市行政不服審查会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81 条第2項の規定に基づき、不服申立てに係る事件ごとに、秩父市行政不服審査会 (以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 (組織)

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、 かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市 長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、その委嘱の日から当該委員の委嘱に係る当該事項に関する調査 審議が終了する日までとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することが できる。
 - (1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。
 - (2) その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退 いた後も、同様とする。

(政治活動等の制限)

第6条 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政 治運動をしてはならない。

(会長及び副会長)

- 第7条 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第8条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。

(調査審議手続の非公開)

第9条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第12条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50 万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、同法に規定する第三者機関として秩父市行政不服 審査会を設置する必要があるため。

議案第13号

秩父市情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 秩父市情報公開条例(平成17年秩父市条例第10号。以下「公開条例」という。)に基づく情報公開制度及び秩父市個人情報保護条例(平成17年秩父市条例第11号。以下「保護条例」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、秩父市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 諮問実施機関 公開条例第20条第1項又は保護条例第42条第1項の規定 により審査会に諮問をした実施機関(公開条例第2条第1号又は保護条例第2 条第1号に規定する実施機関をいう。次条において同じ。)をいう。
 - (2) 公文書 公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係る公文書(公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。)をいう。
 - (3) 保有個人情報 保護条例第20条第1項、第31条第1項又は第39条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報 (保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。)をいう。

(所掌事務)

- 第3条 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 公開条例第20条第1項又は保護条例第42条第1項の規定による諮問に応 じ審査請求について調査審議すること。
 - (2) 保護条例第3条第4項ただし書若しくは第5項、第4条第2項第8号、第9 条第2項第4号又は第12条第2項の規定により実施機関が審査会の意見を聴 くこととされている事項について実施機関に意見を述べること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項について実施機関に意見を述べること。

(組織)

第4条 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

(委員)

- 第5条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間

とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することが できる。
 - (1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。
 - (2) その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退 いた後も、同様とする。

(政治活動等の制限)

第7条 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政 治運動をしてはならない。

(会長及び副会長)

- 第8条 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第9条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。

(調査権限)

- 第10条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の公開又は開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒 んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第16条第2項において同じ。)又は諮問実施機関(以下「審査関係人」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

- 第11条 審査会は、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口 頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要が ないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、 補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第12条 審査関係人は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。 この場合において、審査会が、意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めた ときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第13条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第10条 第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第 4項の規定による調査をさせ、又は第11条第1項本文の規定による審査関係人 の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

- 第14条 審査会は、第10条第3項若しくは第4項又は第12条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電 磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの の閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を

害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第15条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(諮問に対する答申)

- 第16条 審査会は、審査請求に係る諮問があった日の翌日から起算して90日以 内に答申するよう努めなければならない。
- 2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第17条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長 が審査会に諮って定める。

(罰則)

第19条 第6条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50 万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(秩父市情報公開条例の一部改正)

2 秩父市情報公開条例の一部を次のように改正する。

「第4章 秩父市情報公開・個人情報保護審査会(第22条―第28 国次中 第5章 補則(第29条―第35条)

条) 、を「第4章 補則(第22条―第27条)」に改める。

第4章を削る。

第5章中第29条を第22条とし、第30条から第34条までを7条ずつ繰り上げ、同章を第4章とする。

第35条を削る。

(秩父市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の秩父市情報公開条例第22 条第4項の規定により委嘱された秩父市情報公開・個人情報保護審査会の委員(以下この項において「旧審査会委員」という。)である者は、この条例の施行の日に、第5条第1項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審査会委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(秩父市個人情報保護条例の一部改正)

5 秩父市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「秩父市情報公開条例第22条に規定する」を削る。

平成28年2月26日提出

提案理由

行政不服審査法の施行に伴い、秩父市情報公開条例に規定されている秩父市情報 公開・個人情報保護審査会について、その調査審議の手続に関する規定を整備する とともに、別条例として規定したいため。

議案第14号

秩父市固定資産評価審查委員会条例

秩父市固定資産評価審査委員会条例(平成17年秩父市条例第29号)の全部を 改正する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 委員長及び書記 (第2条・第3条)

第3章 審査の申出 (第4条・第5条)

第4章 審査の手続(第6条―第12条)

第5章 雑則(第13条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第436条の規定に基づき、秩父市固定資産評価審査委員会(以下「委員会」と いう。)の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めるものと する。

第2章 委員長及び書記

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。
- 3 委員長は、この条例及び固定資産評価審査委員会規程の定めるところによって その職務を行う。
- 4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては、委員長のあらかじめ指定する委員が、その職務を行う。
- 5 委員長の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。 (書記)
- 第3条 委員会に書記を置く。
- 2 書記は、市職員のうちから、市長の同意を得て、委員長が任命する。
- 3 書記は、委員長の指揮を受けて、調書を作成し、及び委員会の庶務を処理する。 第3章 審査の申出

(審査の申出)

第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に 提出してしなければならない。

- 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 審査の申出に係る処分の内容
 - (3) 審査の申出の趣旨及び理由
 - (4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨
 - (5) 審査の申出の年月日
- 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。
- 4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。
- 5 審査申出人は、審査申出書(添付書類を含む。)の提出後、その記載事項に変 更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け 出なければならない。
- 6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったと きは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

(審査申出書の受理及び却下)

- 第5条 委員会は、審査申出書が提出された場合においては、速やかに、その記載 事項、提出期限その他の事項について調査をしなければならない。
- 2 委員会は、前項の調査の結果、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、かつ、適法な方式を備えているものである場合においては、これを受理しなければならない。
- 3 委員会は、第1項の調査の結果、審査申出書の記載事項に欠陥がある場合においては、5日以内の期間を定めて、審査申出人にその欠陥を補正させなければならない。
- 4 委員会は、審査申出書を受理した場合においてはその旨を市長に、却下した場合においてはその旨を審査申出人に、それぞれ通知しなければならない。

第4章 審査の手続

(書面審理)

第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通

- の弁明書の提出を求めるものとする。
- 2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本 及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。
- 3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提 出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出 しなければならない。
- 4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

(審査申出人の口頭による意見陳述)

- 第7条 委員会は、法第433条第2項ただし書の規定により審査申出人に口頭で 意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出 人に通知しなければならない。
- 2 書記は、前項の意見陳述について調書を作成しなければならない。
- 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
 - (1) 事案の表示
 - (2) 意見の内容
 - (3) その他必要な事項

(口頭審理)

- 第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。
- 2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度、口頭審理の日時及び場 所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。
- 3 委員会は、必要があると認める場合においては、関係者相互の対質を求めることができる。
- 4 委員会は、関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し、その請求により口 頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。
- 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなけ ればならない。
 - (1) 提出者の住所及び氏名
 - (2) 提出の年月日
 - (3) 証言すべき事項
- 6 委員会は、口頭審理を終了するに先立って、審査申出人に対して、意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。
- 7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。

- 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
 - (1) 事案の表示
 - (2) 審理の場所及び年月日
 - (3) 出席した関係者の住所及び氏名
 - (4) 審理の要領
 - (5) その他必要な事項

(実地調查)

- 第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。
- 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
 - (1) 事案の表示
 - (2) 調査の場所及び年月日
 - (3) 調査の結果
 - (4) その他必要な事項

(議事についての調書)

- 第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。
- 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
 - (1) 事案の表示
 - (2) 会議の場所及び年月日
 - (3) 会議の要領
 - (4) その他必要な事項

(決定書の作成)

- 第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、 委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。
 - (1) 主文
 - (2) 事案の概要
 - (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
 - (4) 理由
- 2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本を もって、市長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。

(審査の秩序維持)

第12条 委員会は、審査の進行を妨げる者に対し退席を求めることができる。 第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、固定資産評価審査委員会規程で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に固定資産評価審査委員会規程の規定によりされた処分、手 続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 3 第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項及び第4項並びに第11条第 1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について 固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出及び平成27年度分までの 固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審 査の申出であって申出期間の初日が平成28年4月1日以後であるものについて 適用し、平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税 台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日 以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

(秩父市税条例の一部改正)

4 秩父市税条例(平成17年秩父市条例第65号)の一部を次のように改正する。 第78条を次のように改める。

(審査委員会の委員の定数)

第78条 審査委員会の委員の定数は、4人とする。

平成28年2月26日提出

提案理由

規程で定めていた審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項について、 条例で規定する等、条例の全部を改正したいため。

議案第15号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例

(秩父市職員定数条例の一部改正)

第1条 秩父市職員定数条例(平成17年秩父市条例第35号)の一部を次のよう に改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

(秩父市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 秩父市証人等の実費弁償に関する条例(平成17年秩父市条例第51号) の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第 11条において準用する場合を含む。)」を削り、同条第8号中「第29条第1 項」を「(昭和26年法律第88号)第35条第1項」に、「耕作者その他の関係人」を「農業者その他の関係者」に改める。

(秩父市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例及び秩父市農業委員会 の選挙による委員の選挙区及び各選挙区定数条例の廃止)

- 第3条 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 秩父市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例(平成17年秩父市条例第195号)
 - (2) 秩父市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区定数条例(平成17年秩父市条例第196号)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)の施行 に伴う、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を廃止するほか、 所要の改正を行いたいため。

議案第16号

秩父市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例 (趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8 条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、秩父市農業委員会(以下「農業委員会」という。)の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。 (委員の定数)

第2条 農業委員会の委員の定数は、13人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、14人とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年 法律第63号)附則第29条第2項の規定により農業委員会の委員がなお従前の 例により在任する場合においては、第2条の規定は適用しない。

平成28年2月26日提出

提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、秩父市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の 定数を定める必要があるため。

議案第17号

秩父市水道事業の広域化に伴う関係条例の整理に関する条例 (秩父市情報公開条例の一部改正)

第1条 秩父市情報公開条例(平成17年秩父市条例第10号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第1号中「(公営企業管理者の権限を行う市長を含む。)」を削る。 (秩父市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 秩父市個人情報保護条例(平成17年秩父市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(公営企業管理者の権限を行う市長を含む。)」を削る。 (秩父市行政手続条例の一部改正)

第3条 秩父市行政手続条例(平成17年秩父市条例第13号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第1号中「並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10 条に規定する企業管理規程」を削る。

(秩父市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 秩父市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年秩父市条例 第44号)の一部を次のように改正する。

第4条中「企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び現業職員」を「技能労務職員」に改め、「であって、企業職員以外のもの」を削る。

第5条中「企業職員である職員及び現業職員」を「技能労務職員」に改める。 第7条(見出しを含む。)中「企業職員又は現業職員」を「技能労務職員」に 改める。

(秩父市工場誘致条例の一部改正)

第5条 秩父市工場誘致条例(平成17年秩父市条例第216号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「水道分担金相当額奨励金」を「水道加入金額奨励金」に改める。

第6条第2項中「秩父市水道事業給水条例(平成17年秩父市条例第252号。 以下「給水条例」という。)第8条第1項による分担金」を「秩父広域市町村圏 組合水道事業給水条例(平成28年秩父広域市町村圏組合条例第 号)第7条 第1項に規定する加入金」に、「水道分担金相当額」を「当該加入金の額」に改 め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第7条中「前条第4項各号」を「前条第3項各号」に改める。

(秩父市下水道条例の一部改正)

第6条 秩父市下水道条例(平成17年秩父市条例第243号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第3項中「秩父市水道事業の設置等に関する条例(平成17年秩父市条例第248号)」を「秩父広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例(平成28年秩父広域市町村圏組合条例第 号)」に改める。

第15条第3項中「市の水道の使用者としてその使用に関し、市水道事業管理者」を「水道水の使用に関し、秩父広域市町村圏組合管理者」に改める。

第17条第2項第1号中「水道の」を「水道水の」に改める。

(秩父市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第7条 秩父市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成21 年秩父市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程」を削り、同条第3号中「、公営企業管理者又はこれらに」を「又はこれに」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条から第6条まで及び第9条中「執行機関等」を「執行機関」に改める。 (秩父市水道事業の設置等に関する条例等の廃止)

- 第8条 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 秩父市水道事業の設置等に関する条例(平成17年秩父市条例第248号)
 - (2) 秩父市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年秩父市条例 第250号)
 - (3) 秩父市水道事業給水条例(平成17年秩父市条例第252号)
 - (4) 秩父市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の 資格基準に関する条例(平成24年秩父市条例第23号)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

提案理由

秩父市水道事業の広域化に伴い、秩父市水道事業の設置等に関する条例等を廃止 するほか、関係条例について所要の改正を行いたいため。

議案第18号

秩父市職員定数条例の一部を改正する条例

秩父市職員定数条例(平成17年秩父市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条第8項」を「第12条第9項」に、「、教育委員会及び公営 企業の各機関の事務部局」を「及び教育委員会の事務部局並びに学校その他の教育 機関」に改める。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 市長部局の職員(次号及び第3号に掲げる職員を除く。) 566人
- (2) 市立病院の職員 220人
- (3) 大滝国民健康保険診療所の職員 8人
- (4) 議会事務局の職員 9人
- (5) 選挙管理委員会事務局の職員 3人
- (6) 監査事務局の職員 3人
- (7) 公平委員会の職員 1人
- (8) 農業委員会事務局の職員 4人
- (9) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員 89人

第2条第3項及び第4項を削り、同条第2項中「及び併任者」を「、併任者及び休職者」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項各号に掲げる職員の定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。
 - (1) 地方自治法第252条の17第1項(同法第292条において準用する場合を含む。)の規定により、他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員
 - (2) 秩父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年秩父市条例 第44号)第2条第1項の規定により公益的法人等に派遣されている職員 附 則
 - この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

提案理由

秩父市水道事業の広域化に伴い、水道企業の職員に関する規定について削除する ほか、所要の改正を行いたいため。

議案第19号

秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市一般職職員の給与に関する条例(平成17年秩父市条例第55号) の一部を次のように改正する。

第16条の6第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に改め、 同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

附則第13項中「100分の1.125」を「100分の1.275」に、「100分の75」を「100分の85」改める。

別表第1及び別表第2を別記のように改める。

第2条 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の6第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め、 同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第13項中「100分の1.275」を「100分の1.2」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4 月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は平成27年4月1日から、改正後の条例第16条の6第2項及び附則第13項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の 秩父市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(秩父市 一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年秩父市条例 第3号。以下この項において「平成27年改正条例」という。)附則第4項から 第6項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の条例の規定 による給与(平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料を 含む。)の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給料及び勤勉手当について改定を行いたいため。

行政職給料表

職員 の区	職務 の級	1級	2級	3 級	4 榖	5級	6 般	7級	8級
分分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	[H] 140, 100 141, 200 142, 400 143, 500	[7] 183, 200 185, 000 186, 800 188, 600	円 219, 600 221, 500 223, 200 224, 800	円 259, 900 261, 900 263, 700 265, 800	[¹] 286, 200 288, 400 290, 700 292, 900	円 317, 000 319, 200 321, 500 323, 700	円 361, 300 363, 900 366, 400 369, 000	406, 90 409, 30 411, 80 414, 20
	5 6 7 8	144, 600 145, 700 146, 800 147, 900	190, 200 192, 000 193, 800 195, 600	226, 400 228, 000 229, 500 231, 100	267, 700 269, 600 271, 600 273, 700	294, 900 297, 200 299, 500 301, 800	326, 000 328, 000 330, 200 332, 400	371, 100 373, 600 375, 900 378, 400	416, 10 418, 40 420, 50 422, 70
	9 10 11 12	149, 000 150, 400 151, 700 153, 000	197, 200 199, 000 200, 800 202, 600	232, 600 234, 300 235, 800 237, 400	275, 800 277, 800 279, 900 282, 000	303, 900 306, 200 308, 400 310, 700	334, 500 336, 700 338, 800 341, 000	380, 900 383, 600 386, 200 388, 900	
	13 14 15 16	154, 300 155, 800 157, 300 158, 900	204, 300 206, 100 207, 900 209, 700	238, 900 240, 400 242, 000 243, 500	284, 000 286, 100 288, 100 290, 200	312, 900 315, 000 317, 200 319, 300	343, 000 345, 000 347, 100 349, 100	391, 300 393, 600 395, 800 398, 200	432, 70 434, 50 436, 50 438, 50
	17 18 19 20	160, 200 161, 700 163, 200 164, 700	211, 100 212, 900 214, 600 216, 400	245, 000 246, 500 247, 900 249, 300	292, 200 294, 200 296, 300 298, 300	321, 400 323, 400 325, 500 327, 500	351, 000 353, 000 354, 800 356, 700	400, 000 402, 000 403, 900 405, 700	440, 40 442, 20 444, 00 445, 70
	21 22 23 24	166, 100 168, 800 171, 400 174, 000	218, 100 219, 800 221, 400 223, 000	250, 800 252, 600 254, 300 256, 100	300, 400 302, 500 304, 500 306, 600	329, 500 331, 600 333, 600 335, 700	358, 700 360, 600 362, 600 364, 500	407, 600 409, 400 411, 200 413, 100	447, 50 449, 00 450, 40 451, 90
	25 26 27 28	176, 700 178, 400 180, 100 181, 800	224, 500 226, 200 227, 800 229, 400	257, 800 259, 600 261, 400 263, 100	308, 400 310, 500 312, 600 314, 600	337, 300 339, 200 341, 100 343, 000	366, 500 368, 400 370, 400 372, 400	417, 900	453, 30 454, 60 455, 90 457, 10
	29 30 31 32	183, 300 185, 100 186, 900 188, 600	230, 800 232, 300 233, 800 235, 100	265, 100 267, 000 268, 800 270, 700	316, 600 318, 600 320, 700 322, 800	344, 700 346, 600 348, 500 350, 300	373, 900 375, 700 377, 500 379, 100		458, 10 458, 80 459, 60 460, 30
	33 34 35 36	190, 200 191, 700 193, 200 194, 700	236, 400 237, 600 238, 700 239, 900	272, 400 274, 300 276, 200 278, 000	324, 300 326, 300 328, 200 330, 300	352, 200 354, 000 355, 800 357, 500	380, 900 382, 300 383, 800 385, 400	426, 100 427, 400 428, 700 429, 900	
	37 38 39 40	196, 000 197, 300 198, 600 199, 900	241, 200 242, 500 243, 700 245, 000	279, 700 281, 600 283, 400 285, 300	332, 200 334, 100 336, 100 338, 000	358, 900 360, 200 361, 600 363, 000	386, 800 388, 000 389, 200 390, 300	432, 700	464, 20 464, 80
	41 42 43 44	201, 200 202, 500 203, 800 205, 100	246, 000 247, 400 248, 900 250, 400	287, 000 288, 700 290, 500 292, 300	339, 900 341, 800 343, 600 345, 500	364, 300 365, 200 366, 300 367, 400	391, 400 392, 600 393, 800 394, 900	434, 100 434, 800 435, 500 436, 200	466, 40 466, 80
	45 46 47 48	206, 300 207, 600 208, 900 210, 200	251, 800 253, 200 254, 600 256, 000	294, 000 295, 700 297, 400 299, 000	347, 000 348, 400 349, 900 351, 400	368, 200 369, 100 370, 000 370, 900	395, 600 396, 300 397, 000 397, 700	437, 000 437, 800 438, 200 438, 900	
	49 50 51 52	211, 300 212, 400 213, 400 214, 500	257, 200 258, 500 259, 900 261, 300	300, 700 302, 400 304, 000 305, 700	353, 000 353, 800 355, 000 356, 000	371, 800 372, 600 373, 400 374, 200	398, 300 398, 900 399, 400 399, 800	439, 400 439, 800 440, 200 440, 600	
	53 54 55 56	215, 600 216, 600 217, 500 218, 500	262, 600 263, 700 265, 000 266, 300	306, 900 308, 400 309, 900 311, 500	356, 900 358, 000 358, 900 360, 000	374, 900 375, 600 376, 300 377, 000	400, 200 400, 500 400, 800 401, 100	441, 000 441, 400 441, 800 442, 100	
	57 58 59 60	219, 200 220, 100 221, 000 221, 900	267, 400 268, 500 269, 800 271, 100	313, 100 314, 700 316, 300 317, 800	360, 900 361, 600 362, 300 363, 000	377, 500 378, 100 378, 700 379, 400	401, 400 401, 700 402, 000 402, 300	442, 400 442, 800 443, 100 443, 400	
任	61 62 63 64	222, 600 223, 600 224, 500 225, 400	272, 200 273, 200 274, 300 275, 400	319, 300 320, 500 321, 700 322, 900	363, 400 364, 000 364, 700 365, 400	379, 800 380, 500 381, 100 381, 700	402, 600 402, 900 403, 200 403, 500	443, 700	
間以の質	65 66 67 68	226, 100 227, 000 227, 900 229, 000	276, 600 277, 600 278, 500 279, 500	323, 600 324, 500 325, 300 326, 100	365, 700 366, 400 367, 100 367, 800	382, 100 382, 700 383, 300 383, 900	403, 800 404, 100 404, 400 404, 700		

	69 70 71 72 73 74	229, 800 230, 500 231, 200 232, 000 232, 800 233, 500	281, 200 281, 900 282, 800	327, 000 327, 400 328, 100 328, 900 329, 700 330, 400		384, 300 384, 800 385, 300 385, 900 386, 200 386, 600	404, 900 405, 200 405, 500 405, 800 406, 000 406, 300		
SAN	75 76 77 78 79	234, 200 234, 900 235, 600 236, 400 237, 200	285, 400 286, 200 287, 000 287, 500 287, 900	331, 100 331, 800 332, 300 332, 900 333, 400	371, 600 372, 200 372, 600 373, 100 373, 700	387, 000 387, 400 387, 700 388, 000 388, 300	406, 600 406, 800 407, 000 407, 300 407, 600		
	80 81 82 83 84	238, 000 238, 700 239, 400 240, 100 240, 800	288, 400 288, 500 288, 900 289, 100 289, 500	334, 000 334, 300 334, 800 335, 200 335, 700	374, 200 374, 700 375, 300 375, 800 376, 100	388, 600 388, 800 389, 100 389, 400 389, 600	407, 800 408, 000 408, 300 408, 600 408, 800		
	85 86 87 88	241, 500 242, 200 242, 900 243, 600	289, 900	336, 100 336, 600 337, 100 337, 600		390, 400	409, 000		
	89 90 91 92	244, 300 244, 800 245, 300 245, 800	290, 900 291, 200 291, 500 291, 900	337, 900 338, 300 338, 800 339, 200	378, 700 379, 100	391, 400			
	93 94 95 96	246, 100	292, 200 292, 600 292, 900 293, 300	339, 500 339, 900 340, 400 340, 800		391, 800	:		
	97 98 99 100		293, 400 293, 600 294, 000 294, 400	341, 000 341, 400 341, 900 342, 300					
	101 102 103 104		294, 600 294, 900 295, 300 295, 700	342, 400 342, 900 343, 300 343, 600					
	105 106 107 108		295, 900 296, 200 296, 600 296, 900	343, 900 344, 300 344, 700 345, 100					
	109 110 111 112		297, 100 297, 400 297, 800 298, 100	345, 600 346, 000 346, 400 346, 800					
-	113 114 115 116		298, 300 298, 700 299, 100 299, 400	347, 300 347, 700 348, 000 348, 300					
***************************************	117 118 119 120	***************************************	299, 500 299, 800 300, 100 300, 500	348, 800					
:	121 122 123 124		300, 700 300, 900 301, 200 301, 500						
	125 126 127 128		301, 900 302, 100 302, 400 302, 700						
再任 用職	129	186, 500	303, 000 214, 000	254, 000	273, 400	288, 500	313, 900	355, 600	388, 700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

J 1	医煤 橄石木			
職員 の区	職務の級	1 級	2級	3 級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	278, 300	442, 500	565, 300
	2 3	281, 200	444, 800	568, 400
	3	284, 100	447, 100	571, 500
	4	287, 000	449, 400	574, 600
	5	289, 900	451,700	577, 500
	6	292, 800	454, 000	579, 900
	7	295, 700		582, 300
	8	298, 600	458, 600	584, 700
	9	301, 500	460, 900	586, 900
	10	304, 400		
	11	307, 300		589, 900
	12	310, 200	467, 800	591, 400
	13	313, 100	470, 100	592, 900
	14	316, 000		594,000
	15	318, 900	474, 600	595, 100
	16	321, 800	476, 900	596, 000
	17	324, 700	479, 200	597, 200
	18	327, 600	481, 400	598, 200
	19	330, 500	483, 600	599, 200
	20	333, 400	485, 800	600, 200
	21	336, 300	487, 800	601, 200
	22	339, 200	489, 900	602, 200
	23	342, 100	492, 000	603, 200
	24	345, 000	494, 100	604, 200
	25	347, 900	496, 200	605, 200
	26	350, 800	498, 300	606, 200
	27	353, 700	500, 400	607, 200
	28	356, 600	502, 500	608, 200
	29	359, 500	504, 600	609, 200
	30	362, 400	506, 600	610, 200
	31	365, 300	508, 600	611, 200
	32	368, 200	510, 600	612, 200
	33	371, 100	512, 400	613, 200
	34	374, 000	514, 200	614, 200
	35	376, 900	516, 100	615, 200
	36	379, 800	518,000	616, 200
	37	382, 700	519, 700	617, 200
	38	385, 600	521, 500	618, 200
	39	388, 500	523, 300	619, 200
	40	391, 400	525, 100	620, 200

41	394, 300	527, 000	621, 200
	l ·		
42	397, 200	528, 800	622, 200
43	400, 100	530, 600	623, 200
44	403, 000	532, 400	624, 200
1 4-	405 700	F24 000	625 200
45	405, 700	534, 000	625, 200
46	408, 400	535, 800	626, 200
47	411, 200	537, 500	627, 200
48	414,000	539, 300	628, 200
10	414,000	003, 000	020, 200
			200 200
49	416, 600	540, 900	629, 200
50	419, 300	542, 500	630, 200
51	422,000	543, 900	631, 200
1 1	1	- I	632, 200
52	424, 700	545, 500	032, 200
53	427, 200	547, 000	633, 200
54	429, 700	548, 400	634, 200
1 1	1		635, 200
55	432, 100	549, 800	· 1
56	434, 600	551, 100	636, 200
57	436, 800	552, 300	637, 200
1 1	1 ' 1	l l	638, 200
58	439, 200	553, 300	
59	441, 600	554, 300	639, 200
60	444, 000	555, 300	640, 200
	,	ŕ	
C1	140,000	FFG 200	641, 200
61	446, 000	556, 300	· •
62	448, 400	557, 200	642, 200
63	450, 800	558, 100	643, 200
64	453, 100	559, 000	644, 200
01	400, 100	000, 000	011, 200
		5-5 000	245 222
65	455, 300	559, 800	645, 200
66	457, 600	560, 700	646, 200
67	459, 800	561,600	647, 200
1 1	1	-	
68	462, 100	562, 500	648, 200
69	464, 300	563, 400	649, 200
70	466, 600	564, 300	650, 200
	1	- I	651, 200
71	468, 900	565, 200	1
72	471, 100	565, 900	652, 200
73	473, 100	566, 800	653, 200
1 1		567, 700	654, 200
74	475, 200		
75	477, 300	568, 600	655, 200
76	479, 400	569, 500	656, 200
77	401 EOO	570, 400	657, 200
1 1	481, 500		
78	483, 300	571, 300	658, 200
79	485, 100	572, 200	659, 200
80	486, 900	573, 100	660, 200
	100, 500	3.3, 2	,
	400 000	554 000	661 000
81	488, 600	574, 000	661, 200
82	490, 400	574, 900	662, 200
83	492, 200	575, 800	663, 200
84	-	576, 700	664, 200
04	494, 000	570, 700	004, 200
85	495, 600	577, 600	665, 200
86	497, 300	578, 500	666, 200
87	499, 100	579, 400	667, 200
1 1			
88	500, 900	580, 300	668, 200

ı	ı	I I	ļ	1
	89	502, 500	581, 200	669, 200
	90	503, 800	582, 100	670, 200
	91	505, 100	583, 000	671, 200
	92	506, 400	583, 900	672, 200
	93	507, 700	584, 800	673, 200
	94	509, 000	585, 700	674, 200
	95	510, 300	586, 600	675, 200
	96	511, 600	587, 500	676, 200
	97	512,600	588, 400	677, 200
	98	513, 400	589, 300	678, 200
	99	514, 200	590, 200	679, 200
	100	515, 000	591, 100	680, 200
	101	515, 900	592, 000	681, 200
	102	516, 700	592, 900	682, 200
	103	517, 600	593, 800	683, 200
	104	518, 400	594, 700	684, 200
	105	519, 300	595, 600	685, 200
	106	520, 200	596, 500	686, 200
	107	520, 900	597, 400	687, 200
再任用職	108	521, 800	598, 300	688, 200
員以	109	522, 700	599, 200	689, 200
外の	110	523, 500	600, 100	690, 200
職員	111	524, 400	601,000	691, 200
	112	525, 300	601, 900	692, 200
	113	526, 100	602, 800	693, 200
	114	527, 000	603, 700	694, 200
	115	527, 900	604, 600	695, 200
	116	528, 600	605, 500	696, 200
	117	529, 400	606, 400	697, 200
	118	530, 300	607, 300	698, 200
	119	531, 200	608, 200	699, 200
	120	532, 100	609, 100	700, 200
	121	532, 900	610, 000	701, 200
	122	533, 800	610, 900	702, 200
	123	534, 700	611, 800	703, 200
	124	535, 600	612, 700	704, 200
	125	536, 400	613, 600	705, 200
	126	537, 300	614, 500	706, 200
	127	538, 200	615, 400	707, 200
	128	539, 100	616, 300	708, 200
	129	539, 900	617, 200	709, 200
	130		618, 100	
	131		619, 000	
	132		619, 900	
	133		620, 800	
	134		621, 700	
	135		622, 600	

136			
138	136	623, 500	
138	107	204 400	·
139			
140			
141 628,000 142 628,900 143 629,800 144 630,700 145 631,600 146 632,500 147 633,400 148 634,300 149 635,200 150 636,100 151 637,000 152 637,900 153 638,800 154 639,700 155 640,600 156 641,500 157 642,400 158 643,300 159 644,200 160 645,100 161 646,000 162 646,000 163 647,800 164 648,700 165 649,600 166 650,500 167 651,400 168 652,300 169 653,200 170 654,100 171 655,000 175 658,600 176 659,500 17			
142	140	021, 100	
142	141	628, 000	
143 629,800 144 630,700 145 631,600 146 632,500 147 633,400 148 635,200 150 636,100 151 637,000 152 637,900 153 638,800 154 639,700 155 640,600 156 641,500 157 642,400 158 643,300 169 644,200 161 646,000 162 646,900 163 647,800 164 648,700 165 649,600 166 650,500 167 651,400 168 652,300 169 653,200 170 654,100 171 655,000 173 656,800 174 657,700 175 658,600 176 659,500 177 660,400 178 661,300 17			
144 630,700 145 631,600 146 632,500 147 633,400 148 634,300 149 635,200 150 636,100 151 637,000 152 637,900 153 638,800 154 639,700 155 640,600 156 641,500 157 642,400 158 643,300 159 644,200 645,100 645,100 161 646,000 162 646,900 163 647,800 164 648,700 165 649,600 166 650,500 167 651,400 168 652,300 170 654,100 171 655,000 172 655,900 173 656,800 174 657,700 175 668,600 176 659,500 177 660,400 <t< td=""><td>143</td><td></td><td></td></t<>	143		
146 147 633, 400 148 634, 300 149 635, 200 150 636, 100 151 637, 900 152 637, 900 153 638, 800 154 639, 700 155 640, 600 156 641, 500 157 642, 400 158 643, 300 159 644, 200 160 645, 100 161 646, 900 162 646, 900 163 647, 800 164 648, 700 165 649, 600 166 650, 500 167 651, 400 168 652, 300 169 653, 200 170 654, 100 171 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 659, 500 177 660, 400 180 661, 300 663, 100	144		
146 147 633, 400 148 634, 300 149 635, 200 150 636, 100 151 637, 900 152 637, 900 153 638, 800 154 639, 700 155 640, 600 156 641, 500 157 642, 400 158 643, 300 159 644, 200 160 645, 100 161 646, 900 162 646, 900 163 647, 800 164 648, 700 165 649, 600 166 650, 500 167 651, 400 168 652, 300 169 653, 200 170 654, 100 171 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 659, 500 177 660, 400 180 661, 300 663, 100			
147 633, 400 148 634, 300 149 635, 200 150 636, 100 151 637, 000 152 637, 900 153 638, 800 154 639, 700 155 640, 600 156 641, 500 157 642, 400 158 643, 300 159 644, 200 160 645, 100 161 646, 000 162 646, 900 163 647, 800 164 648, 700 165 649, 600 166 650, 500 167 651, 400 168 652, 300 169 653, 200 170 654, 100 171 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 659, 500 177 660, 400 180 663, 100			
148 634, 300 149 635, 200 150 636, 100 151 637, 000 152 637, 900 153 638, 800 154 639, 700 155 640, 600 156 641, 500 157 642, 400 158 643, 300 159 644, 200 60 645, 100 161 646, 900 162 646, 900 163 647, 800 164 648, 700 165 649, 600 166 650, 500 167 651, 400 168 652, 300 169 653, 200 170 654, 100 171 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 659, 500 177 661, 300 180 663, 100			
149			
150	148	634, 300	
150	140	625 200	
151			
152			
153			
154	102	037, 900	
154	153	638, 800	
155		639, 700	
156			
157 642, 400 158 643, 300 159 644, 200 160 645, 100 161 646, 000 162 646, 900 163 647, 800 164 648, 700 165 649, 600 166 650, 500 167 651, 400 168 652, 300 170 654, 100 171 655, 000 172 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 659, 500 177 660, 400 178 661, 300 179 662, 200 180 664, 000		.	
158 643, 300 159 644, 200 160 645, 100 161 646, 000 162 646, 900 163 647, 800 164 648, 700 165 649, 600 166 650, 500 167 651, 400 168 652, 300 169 653, 200 170 654, 100 171 655, 000 172 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 660, 400 177 660, 400 178 661, 300 179 662, 200 180 663, 100		,	
159 644, 200 160 645, 100 161 646, 000 162 646, 900 163 647, 800 164 648, 700 165 649, 600 166 650, 500 167 651, 400 168 652, 300 169 653, 200 170 654, 100 171 655, 000 172 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 660, 400 178 661, 300 179 662, 200 180 663, 100	157	642, 400	
160 645, 100 161 646, 000 162 646, 900 163 647, 800 164 648, 700 165 649, 600 167 650, 500 167 651, 400 168 652, 300 169 653, 200 170 654, 100 171 655, 000 172 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 660, 400 177 660, 400 178 661, 300 179 662, 200 180 663, 100		643, 300	
161 62 162 646, 900 163 647, 800 164 648, 700 165 649, 600 166 650, 500 167 651, 400 168 652, 300 169 653, 200 170 654, 100 171 655, 000 172 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 659, 500 177 660, 400 180 663, 100 181 664, 000	1 1 1	644, 200	
162 646, 900 163 647, 800 164 648, 700 165 649, 600 166 650, 500 167 651, 400 168 652, 300 170 654, 100 171 655, 000 172 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 660, 400 177 660, 400 179 662, 200 180 663, 100 181 664, 000	160	645, 100	
162 646, 900 163 647, 800 164 648, 700 165 649, 600 166 650, 500 167 651, 400 168 652, 300 170 654, 100 171 655, 000 172 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 660, 400 177 660, 400 179 662, 200 180 663, 100 181 664, 000	101	646.000	
163 647,800 164 648,700 165 649,600 166 650,500 167 651,400 168 652,300 170 654,100 171 655,000 172 655,900 173 656,800 174 657,700 175 658,600 176 660,400 178 661,300 179 662,200 180 663,100 181 664,000			
164 648, 700 165 649, 600 166 650, 500 167 651, 400 168 652, 300 169 653, 200 170 654, 100 171 655, 000 172 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 660, 400 178 661, 300 179 662, 200 180 663, 100 181 664, 000	1 1 1		
165 649, 600 166 650, 500 167 651, 400 168 652, 300 169 653, 200 170 654, 100 171 655, 000 172 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 660, 400 177 660, 400 178 661, 300 179 662, 200 180 663, 100 181 664, 000			
166 650, 500 167 651, 400 168 652, 300 169 653, 200 170 654, 100 171 655, 000 172 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 659, 500 177 660, 400 178 661, 300 179 662, 200 180 663, 100 181 664, 000	104	040, 700	
166 650, 500 167 651, 400 168 652, 300 169 653, 200 170 654, 100 171 655, 000 172 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 659, 500 177 660, 400 178 661, 300 179 662, 200 180 663, 100 181 664, 000	165	649, 600	
167 651, 400 168 652, 300 169 653, 200 170 654, 100 171 655, 000 172 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 659, 500 177 660, 400 178 661, 300 179 662, 200 180 663, 100 181 664, 000			
168 652, 300 169 653, 200 170 654, 100 171 655, 000 172 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 659, 500 177 660, 400 178 661, 300 179 662, 200 180 663, 100 181 664, 000			
169 170 171 171 654, 100 654, 100 655, 000 172 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 660, 400 677 178 661, 300 662, 200 180 664, 000			
170 654, 100 171 655, 000 172 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 659, 500 177 660, 400 178 661, 300 179 662, 200 180 663, 100 181 664, 000			
171 655,000 172 655,900 173 656,800 174 657,700 175 658,600 176 659,500 177 660,400 178 661,300 179 662,200 180 663,100 181 664,000			
172 655, 900 173 656, 800 174 657, 700 175 658, 600 176 659, 500 177 660, 400 178 661, 300 179 662, 200 180 663, 100 181 664, 000			
173 174 175 176 177 178 179 180 181 656, 800 657, 700 658, 600 659, 500 660, 400 661, 300 662, 200 663, 100 664, 000			
174 657, 700 175 658, 600 176 659, 500 177 660, 400 178 661, 300 179 662, 200 180 663, 100 181 664, 000	172	655, 900	
174 657, 700 175 658, 600 176 659, 500 177 660, 400 178 661, 300 179 662, 200 180 663, 100 181 664, 000	170	050 000	
175 176 177 178 179 180 181 658, 600 659, 500 660, 400 661, 300 662, 200 663, 100 664, 000			
176 659, 500 177 660, 400 178 661, 300 179 662, 200 180 663, 100			
177 178 179 180 181 660, 400 661, 300 662, 200 663, 100 664, 000	1 1		
178 179 180 181 661, 300 662, 200 663, 100 664, 000	110	009, 500	
178 179 180 181 661, 300 662, 200 663, 100 664, 000	1 77	660, 400	
179 180 181 662, 200 663, 100 664, 000			
180 663, 100 181 664, 000			
181 664,000			
182 664, 900			
	182	664, 900	

	183		665, 800	and the same of th
	184		666, 700	
	101		,	
	185		667, 600	
	186		668, 500	
	187		669, 400	
	188		670, 300	
	189		671, 200	
	190		672, 100	
	191		673, 000	
	192		673, 900	
	193		674, 800	
	194		675, 700	
	195		676, 600	
	196		677, 500	
	197		678, 400	
	198		679, 300	
	199		680, 200	
	200		681, 100	
	204		222 222	
	201		682, 000	
	202		682, 900	
	203		683, 800	
	204		684, 700	
	905		cor coo	
	205 206		685, 600	
	200		686, 500 687, 400	
	208		688, 300	
	200		008, 300	
	209		689, 200	
	210		690, 100	
	211		691, 000	
	212		691, 900	
	212		031, 300	
	213		692, 800	
	214		693, 700	
	215		694, 600	
	216		695, 500	
			,	
	217		696, 400	
再任			101 000	ma. =00
用職		391, 800	464, 800	564, 700
員	> 17 + 12	チールデルタグン・カーフ DE AET)		

備考 この表は、病院等に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

飛員	職務	平表 (2)		n- 122	. /22	- 271
の区	人の級	1級	2級	3 級	4 級	5級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	_	円	円	円	円 	П
	1	157, 300	192, 600	244, 400	277, 100	324, 900
	2	158, 900	194, 200	245, 800		326, 900
	3 4	160, 500	195, 800	247, 000		
	4	162, 100	197, 400	248, 400	283, 500	331,300
	5	163, 700	199, 000	249, 600		333, 300
	6 7	165, 300	200, 600	250, 800		335, 500
	8	166, 900 168, 500	202, 200 203, 800	252, 000 253, 300		337, 600 339, 800
		·	· -			
	9	170, 100	205, 400	254, 600		341,800
	10	171, 700	207, 000	255, 600		343, 900
	11 12	173, 300	208, 600	256, 700	298, 400	346, 100
	12	174, 900	210, 200	257, 700	300, 600	348, 200
	13	176, 500	211, 800	259, 000	302, 800	349, 900
	14	178, 100	213, 400	260, 600	304, 800	351, 900
	15 16	179, 700	215, 000	262, 200	306, 900	
	10	181, 300	216, 600	263, 700	308, 900	355, 800
	17	182, 900	218, 200	265, 300	311, 100	357, 700
	18	184, 500	219, 800	267, 100	313, 100	
	19	186, 100	221, 400	268, 900		
	20	187, 700	223, 000	270, 800	317, 300	363, 700
	21	189, 200	224, 400	272, 600	319, 200	
	22	190, 800	226, 000	274, 400	321, 200	
	23	192, 400	227, 500	276, 200	323, 100	1
	24	193, 900	229, 100	278, 000	325, 100	371, 700
	25	195, 500	230, 400	279, 800	327, 100	
:	26	197, 200	231, 900	281,700	329, 000	
	27	198, 800	233, 300	283, 600	331,000	376, 700
	28	200, 500	234, 600	285, 400	333, 000	378, 400
	29	202, 100	236, 300	287, 400	334, 600	380, 200
	30	203, 700	237, 700	289, 300	336, 400	
	31	205, 300	238, 900	291, 100	338, 100	
	32	206, 900	240, 300	293, 000	339, 900	385, 000
	33	208, 400	241, 500	294, 800	341, 600	386, 300
	34	210, 000	242, 700	296, 500	343, 400	387, 600
	35	211, 700	243, 900	298, 300	345, 300	388, 900
	36	213, 400	245, 200	300, 100	347, 100	390, 100
	37	214, 700	246, 600	301,600	348, 900	391, 200
	38	216, 200	247, 600	303, 300	350,600	•
	39	217, 600	248, 700	305, 000	352, 200	;
	40	219, 100	249, 800	306, 600	353, 900	394, 600
	41	220, 500	251,000	308, 400	355, 100	395, 400
	42	221, 900	252, 500	310, 100	356, 200	•
	43	223, 200	253, 900	311, 700	357, 400	1
	44	224, 500	255, 400	313, 400	358, 600	397, 800
	45	225, 900	256, 900	314, 600	359, 800	398, 200
	46	227, 300	258, 600	316, 000		398, 800
	47	228, 800	260, 300	317, 500		1
	48	230, 200	262, 000	319, 100	362, 900	399, 700

	49	231, 600	263, 500	320, 500	363, 900	400, 100
	50	232, 900	265, 300	321, 800	364, 900	400, 400
	51	234, 000	267, 000	323, 000	365, 900	400, 700
	52	235, 300	268, 800	324, 300	366, 900	401,000
	53	236, 700	270, 300	325, 400	367, 700	401, 300
	54	238, 000	272, 000	326, 400	368, 500	401,600
	55	239, 200	273, 700	327, 500	369, 400	401, 900
	56	240, 500	275, 400	328, 500	370, 300	402, 200
		0.47 0.00	0.77	200 200	070 000	100 500
	57 58	241, 800	277, 100	329, 000	370, 800	402, 500
	59	243, 100	278, 700	329, 900	371, 600 372, 400	402, 800
	60	244, 300	280, 400 282, 100	330, 700	373, 200	403, 100 403, 500
	00	245, 400	202, 100	331,600	373, 200	403, 500
	61	246, 600	283, 700	332, 400	373, 600	403, 700
	62	248, 000	285, 400	332, 700	374, 300	404,000
再任	63	249, 500	287, 100	333, 300	375, 000	404, 300
用職	64	251,000	288, 700	334, 000	375, 700	404, 600
員以	65	252 600	290, 100	334, 600	376, 100	404, 800
外の	66	252, 600	291, 700	335, 300	376, 700 376, 700	404, 600
職員	67	254, 000 255, 400	293, 200	336, 000	377, 400	
	68	256, 800	293, 200	336, 700	378, 000	
	08	250, 800	294, 800	330, 100	318,000	
	69	257, 900	296, 200	337, 400	378, 400	******
	70	259, 300	297, 700	337, 900	378, 900	
	71	260, 700	299, 100	338, 500	379, 400	
	72	262, 100	300, 600	339, 100	379, 900	***************************************
	73	263, 100	301,900	339, 400	380, 500	***************************************
	74	264, 400	303, 100	340, 000	381,000	***************************************
	75	265, 700	304, 300	340, 500	381, 600	
	76	267, 000	305, 700	341, 100	382, 200	***************************************
					000 700	***************************************
	77	268, 000	307, 000	341,600	382, 700	
	78	269, 200	308, 200	342, 100	383, 200	
	79	270, 500	309, 500	342, 600	383, 700	
	80	271,800	310, 700	343, 000	384, 200	
	81	272, 800	312, 100	343, 300	384, 500	***
	82	273, 900	312, 900	343, 600	385,000	
	83	275, 000	313, 700	344,000	385, 400	
	84	276, 100	314, 500	344, 300	385, 800	
	85	277, 200	315, 100	344, 800	386, 200	a de la companya de l
	86	278, 200	315, 800	345, 100	550, 200	- Control of the Cont
	87	279, 300	316, 500	345, 400		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	88	280, 400	317, 100	345, 700		***************************************
	00	227 220	215 222	0.40 - 0.0		
	89 90	281, 300	317, 800	346, 100		-
	90 91	282, 000	318, 000	346, 400		***************************************
	91 92	282, 500 283, 300	318, 600 319, 200	346, 800 347, 100		
	32	200, 000	319, 200	547, 100		***************************************
	93	284, 100	319, 800	347,500		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
***************************************	94	284, 700	320, 300	347, 800		
	95	285, 300	320, 800	348, 100		
	96	285, 900	321, 300	348, 400		
	97	286, 600	321, 900	348, 700		
	98	287, 100	322, 400	349, 100		
	99	287, 500	322, 800	349, 500		
	100	287, 900	323, 300	349, 900		
			•	• -		

1	101	1 000 100	1 800 000	050 400	I	1
	101	288, 100		350, 400		
	102	288, 300	324, 200	350, 800		
	103	288, 500	324, 400	351, 200		
	104	288, 700	324, 800	351, 600		
1	105	289, 100	325, 200	352, 100		
	106	289, 300	325, 600			
	107	289, 500	326, 000			
	108	289, 700	326, 400			
	100					
	109	290, 100	326, 700			
	110	290, 300	326, 900			
	111	290, 500	327, 300			
	112	290, 800	327, 600			
	113	291, 200	327, 800			
	114	291, 500	328, 100			
	115	291, 700	328, 400			
-	116	292, 000	328, 700			
	117	292, 300	328, 900			
	118	292, 500	329, 200			
	119	292, 700	329, 600			
	120	293,000	329, 800			
	121	293, 300	329, 900			
	122		330, 200			
	123		330, 600			
	124		330, 800			
	125		331,000			
	126		331, 400			
	127		331, 800			
	128		332, 200			
	129		332, 400			
再任						
用職		214, 100	242, 300	255, 700	280, 900	321,600
員		211, 100	212, 000	200, 100	250,500	021,000
は 基	この悪に	・ 症院等に勤致す	- 不変対師 登楽士		 	上 一

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療 X 線技師、臨床検査技師、療法士等に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5 級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	闩	円
	1	160, 700	191, 100	253, 300	275, 400	328, 200
	2	162, 800	192, 900	254, 300	277, 300	330, 300
	3 4	164, 900 167, 000	194, 700 196, 500	255, 300 256, 300	279, 200 281, 100	
	4	107,000	190, 300	230, 300	201, 100	334, 000
	5	169, 100	198, 300	257, 300	283, 000	336, 800
	6	171, 200	200, 100	258, 300	284, 800	,
	7	173, 300	201, 900	259, 200	286, 700	
	8	175, 400	203, 700	260, 300	288, 700	343, 200
	9	177, 500	205, 500	261, 200	290, 500	344, 900
	10	179, 600	207, 300	262, 200	292, 300	346, 900
	11	181, 700	209, 100	263, 000	294, 200	
	12	183, 800	210, 900	264, 100	296, 100	350, 800
	13	185, 900	212, 700	265, 200	298, 000	352, 800
	14	188, 000	214, 500	266, 000	299, 900	354, 900
	15	190, 100	216, 300	267, 200	301, 700	357, 000
	16	192, 100	218, 100	268, 400	303, 600	359,000
	17	194, 200	219, 900	269, 700	305, 300	361,000
	18	196, 500	221, 700	271, 100	307,000	·
	19	198, 800	223, 500	272, 300	308, 800	
	20	201, 100	225, 300	273, 800	310, 600	367, 200
	21	203, 500	227, 100	275, 200	312, 500	368, 900
	22	204, 900	228, 900	276, 600	314, 100	371,000
	23	206, 300	230, 700	277, 900		
	24	207, 700	232, 500	279, 400	317, 500	375, 100
	25	209, 100	234, 300	281,000	319, 000	377, 100
	26	210, 600	236, 100	282, 600	320, 500	
	27	212, 100	237, 900	284, 100	322, 100	
	28	213, 300	239, 700	285, 600	323, 600	382, 500
	29	214, 700	241, 100	286, 900	325, 300	384, 300
	30	216, 200	242, 400	288, 700	326, 700	
	31	217, 700	243, 600	290, 500	328, 200	
	32	219, 200	244, 900	292, 200	329, 800	389, 700
	33	220, 600	246, 000	293, 800	331, 200	391, 400
	34	222, 300	247, 100	295, 500	332, 700	
	35	224, 000	248, 000	297, 100	334, 100	
	36	225, 700	249, 000	298, 800	335, 600	396, 600
	37	227, 100	250, 300	300, 300	337, 200	398, 200
	38	228, 800	251, 400	301, 800	338, 700	399, 900
	39	230, 500	252, 200	303, 400	340, 300	
	40	232, 200	253, 200	305, 000	341, 800	403, 500
	41	233, 800	254, 100	306, 500	343, 500	405, 000
	42	235, 200	255, 000	307, 900	345, 100	
	43	236, 500	256, 000	309, 500	· ·	

	44	237, 700	257, 000	311, 100	348, 200	409, 300
	45	239, 000	257, 900	312, 700	349, 400	410, 400
	46	240, 100	258, 900	314, 100	350, 900	411, 500
	47	241, 000	259, 900	315, 500	352, 400	412, 600
	48	242, 100	260, 900	317, 000	353, 800	413, 800
	49	243, 200	262, 100	318, 100	355, 400	415, 100
	50	244, 300	263, 500	319, 500	356, 400	416, 200
	51	245, 200	264, 700	320, 900	357, 900	417, 400
	52	246, 300	266, 100	322, 400	359, 200	418, 500
	53	247, 100	267, 400	323, 500	360, 600	419, 700
	54	248, 000	268, 900	324, 900	362,000	420, 700
	55	248, 900	270, 500	326, 200	363, 300	421,800
	56	249, 900	272, 000	327, 500	364, 700	422, 900
	57	250, 800	273, 600	328, 900	366, 200	424, 000
	58	251, 800	275, 100	330, 300	367, 400	424, 500
	59	252, 800	276, 400	331, 700	368, 500	425, 100
	60	253, 800	277, 800	333, 000	369, 700	425, 500
	61	254, 800	279, 400	333, 900	370, 800	426, 100
	62	256, 000	280, 800	335, 200	371, 700	426, 600
	63	257, 200	282, 300	336, 400	372, 700	427,000
	64	258, 500	283, 700	337, 700	373, 700	427, 500
	65	259, 700	285, 300	338, 800	374, 300	428, 100
	66	261, 200	286, 900	339, 700	375, 100	428, 500
	67	262, 600	288, 400	340, 900	375, 900	428, 800
	68	264, 100	290, 000	342, 200	376, 700	429, 100
	69	265, 700	291, 400	343, 300	377, 400	429, 500
	70	267, 300	292, 800	344, 500	378, 100	1
	71	268, 800	294, 300	345, 700	378, 900	****
	72	270, 400	295, 800	346, 800	379, 600	
	73	271, 800	297, 100	347, 800	380, 200	
	74	273, 300	298, 400	348, 800	380, 800	
	75	274, 800	299, 800	349, 900	381, 500	
	76	276, 200	301, 200	351, 000	382, 100	
	77	277, 800	302, 700	351, 800	382, 800	
	78	279, 300	304, 000	352, 900	383, 300	
	79	280, 800	305, 400	354, 000	383, 900	
	80	282, 300	306, 800	355, 100	384, 400	
再任	81	283, 500	307, 900	355, 800	384, 800	
用職	82	285, 000	309, 100	356, 600	385, 400	
員以	83	286, 500	310, 300	357, 400	385, 900	
外の 職員	84	287, 900	311, 700	358, 100	386, 200	
1945	85	289, 100	312, 800	358, 700	386, 500	
	86	290, 500	314, 100	359, 200	387, 000	
	87	291, 900	315, 400	359, 800	387, 400	
***************************************	88	293, 200	316, 600	360, 300	387, 700	
	89	294, 700	317, 900	360, 900	388, 000	
	90	296, 000	319, 200	361, 400	388, 500	

	91	297, 200	320, 500	362,000	389, 000	
	92	298, 500	321, 800	362, 500	389, 400	
	93	299, 300	322, 500	362, 900	389, 700	
	94	300, 500	323, 600	363, 300	390, 100	
	95	301,600	324, 700	363, 900	390, 600	
	96	302, 800	325, 600	364, 400	391, 000	
	97	303, 900	326, 900	364, 700	391, 400	
	98	305, 100	327, 600	365, 200		
	99	306, 300	328, 700	365, 600		
	100	307, 400	329, 900	365, 900		
	101	000 700	001 000	000 500		
	101 102	308, 700	331, 000	366, 500		
	102	309, 900 311, 100	332, 200 333, 300	367, 000 367, 500		
	103	312, 300	334, 500	368, 000		
	104	312, 300	334, 300	300,000		
	105	313, 100	335, 600	368, 600		
	106	313, 800	336, 700	369, 100		
	107	314, 500	337, 700	369, 600		
	108	315, 100	338, 800	370,000		
	109	315, 800	339, 700	370, 600		
	110	316, 100	340, 700	371, 100		
	111	316, 700	341, 600	371, 600		
	112	317, 400	342, 600	372, 100		
	110	0.7.7.000	0.40.000	070 700		
	113	317, 800	343, 600	372, 700		
	114	318, 400	344, 400	373, 100		
	115 116	319, 000	345, 200	373, 600		
	110	319, 600	346, 000	374, 100		
	117	320, 000	346, 600	374, 700		
	118	320, 500	347, 200	011,100		
	119	321,000	347, 900			
	120	321, 500	348, 500			
		,				
	121	321, 900	348, 900			
	122	322, 300	349, 300			
	123	322, 600	349, 800			
	124	322, 900	350, 200			
	105	202 202	250 500			
	125	323, 300	350, 700			
	126	323, 700	351, 100			
	127 128	324, 100 324, 400	351, 600 352, 000			
	128	324, 400	302, 000			
	129	324, 600	352, 300			
1 1	130	324, 900	352, 800			
	131	325, 300	353, 200			
	132	325, 500	353, 500			
1 1	133	325, 700	354, 000			
1 1	134	326, 000	354, 500			
1 1	135	326, 300	355, 000			
	136	326, 600	355, 500			
	137	226 200	356 000			
	137	326, 800	356, 000		1	

再任 用職員		254, 200	261, 400	271, 600	287, 900	325, 000
	165	336, 400				
	163 164	335, 700 336, 100				
	161 162	334, 900 335, 300				
	157 158 159 160	333, 400 333, 800 334, 200 334, 600				
	153 154 155 156	332, 000 332, 400 332, 700 333, 100				
	149 150 151 152	330, 500 330, 900 331, 300 331, 700				
	145 146 147 148	329, 000 329, 400 329, 800 330, 200	360, 100 360, 600			
	141 142 143 144	327, 800 328, 100 328, 500 328, 700	358, 200 358, 700			
	138 139 140	327, 100 327, 500 327, 700	357, 000			

備考 この表は、病院等に勤務する看護師等に適用する。

議案第20号

秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年秩父市条例第52号) の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4 月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市長等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、 改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成28年2月26日提出

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第21号

秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例

第1条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年秩 父市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「1 00分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4 月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第2項の規定は、平成27年 12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給 された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成28年2月26日提出

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第22号

秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17年秩父市条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

,		,		
傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)	0.	7 3	
	による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元			
	化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改			
	正する法律(平成24年法律第63号。以下「平			
	成24年一元化法」という。)附則第41条第			
	1項の規定による障害共済年金若しくは平成2			
	4年一元化法附則第65条第1項の規定による			
	障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」と			
	いう。)及び国民年金法(昭和34年法律第1			
	41号)による障害基礎年金(同法第30条の			
	4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に			
	 「障害基礎年金」という。)			
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害	0.	8 6	7
	について障害基礎年金が支給される場合を除			
	<.)			
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害に	0.	8 8	
	ついて障害厚生年金等又は平成24年一元化法			***************************************
	附則第37条第1項に規定する給付のうち障害			********
	共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国			*************
	共済法による障害共済年金」という。) 若しく			***************************************
	は平成24年一元化法附則第61条第1項に規	William		***************************************
	定する給付のうち障害共済年金(以下「平成2			
	4年一元化法改正前地共済法による障害共済年			
	金」という。)が支給される場合を除く。)			
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60	0.	7 5	
	年法律第34号。以下「国民年金等改正法」と			***************************************
	いう。)附則第87条第1項に規定する年金た			
	•			

	る保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険		
	法による障害年金」という。)		
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定す	0.	7 5
	る年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧		
	厚生年金保険法による障害年金」という。)		
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定す	0.	8 9
	る年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民		
	年金法による障害年金」という。)		
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.	7 3
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害	0.	8 3
	について障害基礎年金が支給される場合を除		
	<.)		
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害に	0.	8 8
	ついて障害厚生年金等又は平成24年一元化法		
	改正前国共済法による障害共済年金若しくは平		
	成24年一元化法改正前地共済法による障害共		
	済年金が支給される場合を除く。)		
	旧船員保険法による障害年金	0.	7 4
	旧船員保険法による障害年金 旧厚生年金保険法による障害年金		7 4 7 4
			7 4
遺族補償年金	旧厚生年金保険法による障害年金	0.	7 4 8 9
遺族補償年金	旧厚生年金保険法による障害年金 旧国民年金法による障害年金	0.	7 4 8 9
遺族補償年金	旧厚生年金保険法による障害年金 旧国民年金法による障害年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成2	0.	7 4 8 9
遺族補償年金	旧厚生年金保険法による障害年金 旧国民年金法による障害年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成2 4年一元化法附則第41条第1項の規定による	0.	7 4 8 9
遺族補償年金	旧厚生年金保険法による障害年金 旧国民年金法による障害年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成2 4年一元化法附則第41条第1項の規定による 遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則	0.	7 4 8 9
遺族補償年金	旧厚生年金保険法による障害年金 旧国民年金法による障害年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成2 4年一元化法附則第41条第1項の規定による 遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則 第65条第1項の規定による遺族共済年金(以	0.	7 4 8 9
遺族補償年金	旧厚生年金保険法による障害年金 旧国民年金法による障害年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成2 4年一元化法附則第41条第1項の規定による 遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則 第65条第1項の規定による遺族共済年金(以 下単に「遺族厚生年金等」という。)及び国民	0.	7 4 8 9
遺族補償年金	旧厚生年金保険法による障害年金 旧国民年金法による障害年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成2 4年一元化法附則第41条第1項の規定による 遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則 第65条第1項の規定による遺族共済年金(以 下単に「遺族厚生年金等」という。)及び国民 年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法	0.	7 4 8 9
遺族補償年金	旧厚生年金保険法による障害年金 旧国民年金法による障害年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成2 4年一元化法附則第41条第1項の規定による 遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則 第65条第1項の規定による遺族共済年金(以 下単に「遺族厚生年金等」という。)及び国民 年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法 附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金 を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	0.	7 4 8 9 8 0
遺族補償年金	旧厚生年金保険法による障害年金 旧国民年金法による障害年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成2 4年一元化法附則第41条第1項の規定による 遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則 第65条第1項の規定による遺族共済年金(以 下単に「遺族厚生年金等」という。)及び国民 年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法 附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金 を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	0.	7 4 8 9 8 0
遺族補償年金	旧厚生年金保険法による障害年金 旧国民年金法による障害年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成2 4年一元化法附則第41条第1項の規定による 遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則 第65条第1項の規定による遺族共済年金(以 下単に「遺族厚生年金等」という。)及び国民 年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法 附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金 を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。) 遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡	0.	7 4 8 9 8 0
遺族補償年金	旧厚生年金保険法による障害年金 旧国民年金法による障害年金 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成2 4年一元化法附則第41条第1項の規定による 遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則 第65条第1項の規定による遺族共済年金(以 下単に「遺族厚生年金等」という。)及び国民 年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法 附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金 を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。) 遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡 について遺族基礎年金が支給される場合を除	0.	7 4 8 9 8 0

附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族	
共済年金若しくは平成24年一元化法附則第6	
1条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金	
が支給される場合を除く。)又は国民年金法に	
よる寡婦年金	
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定す	0.80
る年金たる保険給付のうち遺族年金	
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定す	0.80
る年金たる保険給付のうち遺族年金	
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定す	0.90
る年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、	
遺児年金又は寡婦年金	

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎	0.86
年金が支給される場合を除く。)	
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年	0.88
金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年	
金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年	
金が支給される場合を除く。)	
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

第2条 秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表右欄及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」 に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日 から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災 害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成27年

10月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 改正後の条例附則第5条の規定は、平成27年10月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 4 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法 律(平成24年法律第63号。以下この項において「平成24年一元化法」とい う。)第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第1 28号。以下この項において「改正前国共済法」という。)による職域加算額(被 用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の 施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手 当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長 期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号)第8条第 1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定 によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定 する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第36条第5項 に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものを いう。)又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力 を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧 職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国 共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るもの に限る。)又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共 済組合法(昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」 という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金 保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度 の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正す る法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置 に関する政令(平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地 共済経過措置政令」という。)第7条第1項の規定により読み替えられた平成2 4年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされ た改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改 正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は

平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成2 4年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされ た改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給 付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。) に係るものに限る。) の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第 1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生 年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合 連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手 当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改 正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合 会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年 金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合 (平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をい う。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支 給を受けるときは、当分の間、改正後の条例附則第5条第1項の規定は、適用し ない。

- 5 適用日から第1条の規定の施行の日の前日までの間において、同条の規定による改正前の秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、改正後の条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。
- 6 第2条の規定による改正後の秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災 害補償等に関する条例附則第5条の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべ き事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じ た同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由 の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた 休業補償については、なお従前の例による。

平成28年2月26日提出

提案理由

被用者年金制度の一元化に伴い、所要の改正を行いたいため。

議案第23号

秩父市公社等に派遣される職員の災害補償に係る処遇の特例に関する条例の 一部を改正する条例

秩父市公社等に派遣される職員の災害補償に係る処遇の特例に関する条例(平成 17年秩父市条例第46号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「公社等」を「公益的法人等」に改める。

第2条第1項中「公社等」を「公益的法人等」に、「職員を派遣することが必要であると認められる法人で規則で定めるもの」を「秩父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年秩父市条例第44号)第2条第1項各号に掲げる団体」に改める。

第3条中「、公社等」を「、公益的法人等」に、「公社等(以下「派遣先公社等」 という。)」を「公益的法人等」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条を削り、第5条 を第4条とする改正規定は、公布の日から施行する。

平成28年2月26日提出

提案理由

被用者年金制度の一元化に伴い、関係規定を削除するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第24号

秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例

秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17 年秩父市条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表第1第5号中「会長代理」を「会長職務代理者」に改め、同表中第50号を第52号とし、第43号から第49号までを2号ずつ繰り下げ、第42号を第43号とし、同号の次に次の1号を加える。

4 4	行政不服審査会委員	会長	日額	7,400円
		委員	IJ	6,800円

別表第1中第41号を第42号とし、第6号から第40号までを1号ずつ繰り下 げ、第5号の次に次の1号を加える。

6 農地利用最適化推進委員	月額	32,000円
---------------	----	---------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

提案理由

秩父市行政不服審査会の設置に伴い同審査会の委員の報酬について定めるととも に、秩父市農業委員会の農地利用最適化推進委員の設置に伴い同委員の報酬につい て定める必要があるため。

議案第25号

秩父市公民館条例及び秩父市公民館利用条例の一部を改正する条例 (秩父市公民館条例の一部改正)

第1条 秩父市公民館条例(平成17年秩父市条例第112号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第1項の表秩父市浦山公民館の項中「秩父市浦山2215番地3」を「秩父市浦山1546番地」に改める。

(秩父市公民館利用条例の一部改正)

第2条 秩父市公民館利用条例(平成17年秩父市条例第113号)の一部を次のように改正する。

別表第1利用時間及び使用料の表中 「久那公民館」を「久那公民館」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

提案理由

利用状況等を勘案し、浦山公民館を秩父市老人福祉センター渓流荘内へ移転する ことに伴い、位置を変更するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第26号

秩父市介護保険条例の一部を改正する条例

秩父市介護保険条例(平成17年秩父市条例第177号)の一部を次のように改 正する。

第8条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に、「支払日前7日」を「支払日」 に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

提案理由

介護保険の保険料の減額又は免除の申請期限について、緩和したいため。

議案第27号

秩父市デイサービスセンター条例の一部を改正する等の条例 (秩父市デイサービスセンター条例の一部改正)

第1条 秩父市デイサービスセンター条例(平成27年秩父市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中秩父市中村デイサービスセンターの項を削る。

第3条ただし書中「秩父市中村デイサービスセンター及び」を削る。

第7条第1号中「の規定による」を「第8条第7項に規定する」に、「若しくは特例居宅介護サービス費又は介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費」を「又は特例居宅介護サービス費」に改め、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業に係る第1 号事業支給費の支給に係る者

第9条第1号中「法に基づき」を「法第41条第4項第1号に規定する」に改め、「額」の次に「(その額が現に通所介護に要した費用の額を超えるときは、 当該現に通所介護に要した費用の額)」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 第7条第2号に掲げる者 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額又は同項第3号イに規定する市町村が定める基準により算定した費用の額(その額が現に第1号通所事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に第1号通所事業のサービスに要した費用の額)

第9条に次の1号を加える。

(3) 第7条第3号に掲げる者 前2号に定める額に準じて市長が定める額 第16条第3項中「第15条」を「前条」に改める。

(秩父市高齢者ホームヘルプサービス事業の運営に関する条例及び秩父市デイサービス事業の実施に関する条例の廃止)

- 第2条 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 秩父市高齢者ホームヘルプサービス事業の運営に関する条例(平成17年秩 父市条例第139号)
 - (2) 秩父市デイサービス事業の実施に関する条例(平成17年秩父市条例第156号)

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の秩父市デイサービスセンター条例(以下「新条例」という。)第7条第1号及び第9条第1号の規定の適用については、新条例第7条第1号中「又は特例居宅介護サービス費」とあるのは「若しくは特例居宅介護サービス費又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費」と、新条例第9条第1号中「第41条第4項第1号」とあるのは「第41条第4項第1号又は旧法第53条第2項第1号」と、「通所介護」とあるのは「通所介護又は介護予防通所介護」とする。

平成28年2月26日提出

提案理由

介護保険法(平成9年法律第123号)の一部改正に伴い、二次予防事業が廃止 されることにより、関係条例について所要の改正を行いたいため。

議案第28号

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例(平成17年秩父市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「第79号」を「第80号」に改める。

別表中第84号を第85号とし、第47号から第83号までを1号ずつ繰り下げ、 第46号の次に次のように加える。

47廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和4
5年法律第137号)第20条の2第1項に規定
する廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査
手数料1件につき40,000
円

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月26日提出

提案理由

埼玉県からの権限移譲に伴い、廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査手数 料について規定したいため。

議案第29号

秩父市有墓地条例を廃止する条例

秩父市有墓地条例(平成17年秩父市条例第185号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年2月26日提出

提案理由

秩父市有墓地を宗教法人廣見寺へ返納したことにより、条例を廃止したいため。

議案第30号

平成27年度秩父市一般会計補正予算(第4回)

平成27年度秩父市一般会計補正予算(第4回)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 397,447 千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,703,210 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、 翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。 (債務負担行為)
- 第3条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。 (地方債)
- 第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成28年2月26日提出

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

	款	項	補正前の額	補 正 額	<u> </u>
10	地方交付税		7, 375, 300	. 15, 993	7, 391, 293
		1 地方交付税	7, 375, 300	15, 993	7, 391, 293
13	使用料及び手数料		546, 512	6, 222	552, 734
		1 使用料	393, 808	6, 222	400, 030
14	国廊支出金		3, 612, 419	126, 644	3, 739, 063
		1 国庫負担金	2, 625, 321	△53, 508	2, 571, 813
		2 国庫補助金	970, 493	180, 152	1, 150, 645
15	県支出金		1, 736, 725	△30, 663	1, 706, 062
		1 県負担金	823, 178	△12, 931	810, 247
		2 県補助金	685, 635	△13, 691	671, 944
		3 委託金	227, 912	△1, 041	223, 871
16	財産収入		186, 678	100, 236	286, 914
		1 財産運用収入	93, 971	100, 236	194, 207
17	寄附 金		46, 675	100, 245	146, 920
		1 寄附金	46, 675	100, 245	146, 920
18	繰入金		1, 566, 096	14, 627	1, 580, 723
		1 繰入金	1, 566, 096	14, 627	1, 580, 723
20	諸収入		351, 182	54, 643	405, 825
		5 雑 入	175, 682	54, 643	230, 325
21	市 債		2, 835, 800	9, 500	2, 845, 300
		1 市 銜	2, 835, 800	9, 500	2, 845, 300
	歳 入	合 計	30, 305, 763	397, 447	30, 703, 210

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	竇 -
1 議会費		250, 357	882	251, 239
	1 議会費	250, 357	882	251, 239
2 総務費		4, 477, 719	140, 560	4, 618, 279
	1 総務管理費	3, 825, 692	133, 473	3, 959, 165
	3 戸籍住民基本台帳 費	165, 437	11, 128	176, 565
	5 統計調查費	31, 200	△4, 041	27, 159
3 民生費		10, 083, 652	103, 799	10, 187, 451
	1 社会福祉費	5, 103, 479	256, 758	5, 360, 237
	2 児童福祉費	3, 699, 850	△166, 959	3, 532, 891
	3 生活保護費	1, 261, 342	14, 000	1, 275, 342
4 衛生費		2, 330, 950	△20, 636	2, 310, 314
	1 保健衛生費	930, 759	△17, 121	913, 638
	2 病院事業費	283, 808	△3, 515	280, 293
6 農林水産業費		558, 667	△17, 274	541, 393
	1 農業費	279, 159	△4, 839	274, 320
	2 林業費	279, 508	△12, 435	267, 073
8 土木費		2, 939, 631	△144, 419	2, 795, 212
	1 土木管理費	236, 726	△1,860	234, 866
	2 道路橋りょう費	1, 612, 641	△112, 473	1, 500, 168
	3 河川費	67, 463	△257	67, 206
	4 都市計画費	901, 109	△29, 829	871, 280
9 消防費		1, 241, 610	△14, 884	1, 226, 726
	1 消防費	1, 241, 610	△14, 884	1, 226, 726
10 教育費		2, 299, 686	△3, 749	2, 295, 937
	1 教育総務費	377, 869	△2, 023	375, 846
	2 小学校費	544, 085	△3, 950	540, 135
	3 中学校費	235, 450	17, 426	252, 876
	4 幼稚園費	210, 606	△9, 024	201, 582
	6 保健体育費	476, 295	△6, 178	470, 117
13 諸支出金		1, 911, 110	400, 236	2, 311, 346

(単位:千円)

該	項	補正前の額	補 正 額	<u> </u>
	1 基金費	1, 911, 110	400, 236	2, 311, 346
14 予備費		474, 941	△47, 068	427, 873
	1 予備費	474, 941	△47,068	427, 873
瀎 出	合 計	30, 305, 763	397, 447	30, 703, 210

第2表 繰越明許費

	27%		(単位:下円)
款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	大滝振興会館空調設備改修事業	3, 500
		秋父版CCRC推進事業	40,073
		情報セキュリティ強化対策事業	56, 456
		吉田井上倉庫解体事業	3, 726
	3 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード等交付事務事業	19, 824
3 民生費	1 社会福祉費	年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業	242, 853
		高篠福祉交流センターエアコン修繕事業	5, 544
	2 児童福祉費	幼児教育無償化に係るシステム改修事業	702
4 衛生費	5 聖地公園費	給水管引換事業	1, 294
6 農林水産業費	2 林業費	黑谷山村生活安全対策事業	972
POPULA		市営林保育事業	20, 510
		石神沢線開設事業	34, 600
		半納城峰線開設事業	5, 300
7 商工費	1 商工費	地域経済循環創造事業	17, 213
		秩父まつり会館リニューアル事業	62, 000
		大滝温泉加温設備改修事業	31, 500
		大滝温泉トイレ洋式化事業	2,800
		清雲寺観光トイレ改築事業	13, 000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路照明灯設置事業	2, 500
		幹線10号線(萩川橋)新設改良事業	5, 780
		幹線51号線新設改良事業	13,000
		幹線58号線新設改良事業	40, 600
		幹線67号線新設改良事業	1,000
		幹線77号線新設改良事業	2,600
		中央33号線新設改良事業	9, 100
		中央79号線新設改良事業	83, 400
		中央429号線新設改良事業	3, 500
		原谷54・55号線新設改良事業	3, 500
		原谷296号線新設改良事業	5,000
		高篠133号線新設改良事業	5, 300
		影森140号線新設改良事業	27,000
		吉田幹線121号線新設改良事業	61,900
		下吉田43号線新設改良事業	3, 852
		荒川幹線 4 号線新設改良事業	33, 700
		荒川幹線 7 号線新設改良事業	23, 200
		荒川幹線120号線新設改良事業	5, 000
		荒川小野原 9 号線 (Ⅱ 工区) 新設改良事業	9, 871
		橋りよう点検事業	20,060
		橋りょう補修事業	12, 825
		萩川橋補修事業	62, 346
		(仮称)大中橋架設事業	215, 100

8 土木費	3 河川費	中宮地水路改修事業	1,700
0 11/15/4	0 1/1/134	寺尾剎木間田排水路改修事業	2, 500
		· 再用排水路改修事業	1, 400
	**************************************	沢入沢改修事業	
			5, 500
		西沢(彦久保)排水路改修事業	6, 600
		下戸ヶ沢排水路改修事業	6, 100
		荒川日野宮ノ下排水路改修事業	4, 100
	4 都市計画費	お花畑通線街路整備事業	97, 800
		中央通線街路整備事業	15, 090
	5 住宅費	市営住宅改修事業	2, 940
9 消防費	1 消防費	消防団詰所整備事業	67, 937
		防火水槽築造事業	10, 300
		地域防災計画改訂事業	8, 655
		災害時安全対応マニュアル作成事業	10, 725
		避難所看板新規設置事業	2, 520
		防災行政無線システム整備事業	17, 695
10 教育費	2 小学校費	花の木小学校ブロック塀・フェンス改修事業	4, 853
		高篠小学校フェンス等整備事業	32, 317
		大田小学校校舎排水路改修事業	4, 960
	3 中学校費	影森中学校体育館非構造部材耐震対策事業	19, 226
	4 幼稚園費	私立幼稚園就園奨励システム改修事業	1, 944
	5 社会教育費	溪流荘改修事業	5, 420

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事項	期間
秩父市工場誘致条例に基づく奨励金	平成28年度から
(平成27年度交付決定者分)	平成31年度まで

(廃止)

事項	期間
指定管理者に伴う施設管理委託料	平成28年度から
(秩父市中村デイサービスセンター)	平成31年度まで

(単位:千円)

***************************************	限	度	額	
7 7 5 m 7 4 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		4,20	1	

	限	度		
		36,916	5	

第 4 表 地方債補正

(追加及び変更)

	#3 #\$ a> E3 #b			補	Œ	前
	起債の目的	限度額	起債の方法		利	率
4	森林管理道整備事業費	89, 900				
6	地方道路整備事業費	706, 800			年5.0	%以内
7	河川等整備事業費	49, 800	普通貸借又 は証券発行	式 て 行っ		川率見直し方 ルる資金につ D見直しを Gいては、当
14	情報セキュリティ強化対策事業費	0		IN/A TR	5月 レ 仮	ンかりギーノ
15	影森中学校体育館非構造部材 耐	0.				

(単位:千円)

		補	正 後	
償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
政府資金については、そ の融資条件により、そ の融資条件にはもの を を を を を を を を を を と 、 市財政 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	77, 400			
	672, 300			
	49, 600	補正前に同じ。		
	43, 900			
	12, 800			

余 白

議案第31号

平成27年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)

平成27年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,749千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,995,802千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に2,749千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158,137千円とする。
- 2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区 分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月26日提出

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (事業勘定)

款	項	補正前の額	補 正 額	큠.
3 国庫支出金		1, 851, 634	58, 220	1, 909, 854
	1 国庫負担金	1, 388, 787	45, 440	1, 434, 227
	2 国庫補助金	462, 847	12, 780	475, 627
6 県支出金		523, 602	15, 529	539, 131
	2 県補助金	468, 948	15, 529	484, 477
歳 入	合 計	8, 922, 053	73, 749	8, 995, 802

2 歳 出 (事業勘定)

	款		項	補正前の額	補 正 額	計
2	保険給付費		5, 310, 038	142, 210	5, 452, 248	
		1	療養諸費	4, 663, 520	99, 000	4, 762, 520
		2	高額療養費	600, 300	43, 210	643, 510
10	諸支出金			97, 760	2, 994	100, 754
		1	償還金及還付加算 金	76, 759	245	77, 004
		2	繰出金	21, 001	2, 749	23, 750
11	予 備 費			92, 801	△71, 455	21, 346
		1	予 備 費	92, 801	△71, 455	21, 346
	歳 出		合 計	8, 922, 053	73, 749	8, 995, 802

3 歳 入 (診療施設勘定)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		63, 074	2, 749	65, 823
	1 他会計繰入金	63, 074	2, 749	65, 823
巖 入	合 計	155, 388	2, 749	158, 137

4 歳 出 (診療施設勘定)

款項		補正前の額	補 正 額	計	
4 予備費		33, 498	2, 749	36, 247	
	1 予備費	33, 498	2, 749	36, 247	
歳 出	合 計	155, 388	2, 749	158, 137	

議案第32号

平成27年度秩父市下水道事業特別会計補正予算(第3回)

平成27年度秩父市下水道事業特別会計補正予算(第3回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 107,200 千円を減額し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,135,569 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、 翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。 (地方債)
- 第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年2月26日提出

秩 父 市 長 タ 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	Ę	補正前の額	補 正 額	<u></u>
3 国庫支出金		49, 500	△33, 500	16, 000
	1 国庫補助金	49, 500	△33, 500	16, 000
7 市 債		157, 400	△73, 700	83, 700
	1 市 街	157, 400	△73, 700	83, 700
歳 入	合 計	1, 242, 769	△107, 200	1, 135, 569

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	₹1·
1 下水道事業費		736, 770	△153, 997	582, 773
	1 総務費	385, 205	2, 003	387, 208
	2 公共下水道築造事業費	331, 565	△156, 000	175, 565
3 予備費		37, 865	46, 797	84, 662
	1 予備費	37, 865	46, 797	84, 662
歳 出	合 計	1, 242, 769	△107, 200	1, 135, 569

第2表 繰越明許費

ſ	款	項	事 業 名	金	額
	1 下水道事業費	2 公共下水道築造事業費	下水道管渠築造事業		62, 000
			雨天時越流水・簡易処理放流水水質調査事業		8, 000
		3 終來処理施設建設事業費	終末処理施設建設事業		20, 000

第 3 表 地方債補正

(追加及び変更)

起債の目的		袖	正 前
ルセ 「関 マン は、はり	限度額	起債の方法	利 率
1 公共下水道築造事業費	157, 400		年5.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資金
2 公営企業会計適用事業費	0		及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位:千円)

		補 正	後	
償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債 権者と協定するものによ る。	81, 200	補正前に同じ。		
ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換え することができる。		では、正はいている。		

余 白

議案第33号

平成27年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第3回) 平成27年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第3回)は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 14,695 千円を減額し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 237,167 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年2月26日提出

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

歉	項	補正前の額	補 正 額	<u> </u>
1 分担金及び負担会	È	14, 310	△210	14, 100
	1 設置費分担金	14, 310	△210	14, 100
3 国庫支出金		39, 940	19, 035	58, 975
	1 国庫補助金	39, 940	19, 035	58, 975
4 県支出金		24, 000	△4, 120	19, 880
	1 県補助金	24, 000	△4, 120	19, 880
8 市 債		91, 800	△29, 400	62, 400
Parameter Company of the Company of	1 市 債	91, 800	△29, 400	62, 400
歳 入	승 計	251, 862	△14, 695	237, 167

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	<u> </u>
2 施設管理費		24, 238	△4, 000	20, 238
	1 施設管理費	24, 238	△4, 000	20, 238
3 施設整備費		170, 925	△13, 834	157, 091
	1 施設整備費	170, 925	△13, 834	157, 091
5 予備費		4, 235	3, 139	7, 374
	1 予備費	4, 235	3, 139	7, 374
歳出	合 計	251, 862	△14, 695	237, 167

第 2 表 地方債補正

(変 更)

起債の目的	補 正 前		
	限 度 額	起債の方法	利率
特定地域生活排水処理施 設整備事業費	91, 800	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金 及び公営企業金融公庫資 金について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)

(単位:千円)

		補 正	. 後	
償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、そ ででは、銀行では、銀行では、銀行では、銀行では、ののを を体にはものでは、ののででである。 ででは、ののでででである。 ででは、一、は、ののでででは、 ででは、できる。 でできる。 でできる。	62, 400	補正前に同じ。		

余 白

議案第34号

平成27年度秩父市水道事業会計補正予算(第3回)

- 第1条 平成27年度秩父市水道事業会計の補正予算(第3回)は、次に定めると ころによる。
- 第2条 平成27年度秩父市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 収 入 第1款 水道事業収益 2, 185, 293 千円 49,384 千円 2,234,677 千円 第1項 営業収益 1,592,606 千円 82,770 千円 1,675,376 千円 第2項 営業外収益 592, 686 千円 △33,386 千円 559,300 千円 支 出 第1款 水道事業費用 1,953,641 千円 △47,605 千円 1,906,036 千円 第1項 営業費用 1,807,269 千円 △52,150 千円 1,755,119 千円 第2項 営業外費用 135, 372 千円 4,545 千円 139,917 千円 第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 558,872千円」を「不足す る額 415,649千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 358,499 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 199,962千円」、「減債積立金 115,098千円」を「減債積立金 130,412千円」に改め、資本的収 入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正予定額) (計) (科 目) (既決予定額) 収 入 第1款 資本的収入 956, 521 千円 10,724 千円 967, 245 千円 第3項 他会計負担金 17,070 千円 10、724 千円 27,794 千円 支 出 第1款 資本的支出 1,515,393千円 △132,499千円 1,382,894千円

第1項 建設改良費 1,141,510千円 △132,499千円 1,009,011千円

第4条 継続費の変更は「第1表 継続費補正」による。

平成28年2月26日提出

第1表 継続費補正

(変 更)

款	項	事	業	名
1 資本的支出	1 建設改良費	橋立浄水場仮記		

(単位:千円)

		補工						補	Œ	後			
総	額	年	度	年 割	額	総	額	年		度	年	割	額
	17, 091	平成26年度平成27年度		11	, 137			平成	26年	F度		11,	137
J					1, 946		15, 145	平成					0
	平成 2	ł		, 008			平成	28年			4,	008	

議案第35号

平成27年度秩父市立病院事業会計補正予算(第2回)

- 第1条 平成27年度秩父市立病院事業会計の補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。
- 第2条 平成27年度秩父市立病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に 定めた業務の予定量(4)主要な建設改良事業 病院増改築「10,000千円」 を「2,970千円」に改める。
- 第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
	収		入		
第1款 组	病院事業収益	2,946,467 千円	69, 104 千円	3,015,571 千円	
第1項	医業収益	2,763,588 千円	62, 392 千円	2,825,980 千円	
第2項	医業外収益	182,879 千円	6,712 千円	189, 591 千円	
	支		出		
第1款 组	污院事業費用	3, 156, 837 千円	△18,842 千円	3, 137, 995 千円	
第1項	医業費用	3,093,507 千円	△14,842 千円	3,078,665 千円	
第2項	医業外費用	61,017 千円	△4,000 千円	57,017 千円	

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 92,977千円」を「不足する 額 100,562千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 92,877千円」 を「過年度分損益勘定留保資金 100,462千円」に改め、資本的収入及び 支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科	目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(着十)
		収		入		
第1款 資	本的収	入	273,367 千円	△14,615 千円	258,752 千月	Э
第1項	企 業	債	198,000 千円	△11,100 千円	186, 900 千月	刊
第3項	負 担	金	17,684 千円	△3,515 千円	14, 169 千月	円
		支		出		
第1款 資	本的支	出	366, 344 千円	△7,030 千円	359, 314 千月	긔
第1項	建設改良	費	268,171 千円	△7,030 千円	261, 141 千月	円
第5条 予算	第5条に	定めた	こ、起債の限度額	「180,000千	円」を「16	9,
000千円	1 12, [18,	000千円 を「	17,900千円」	に改める。	

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。 (科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(1) 職員給与費 1,804,480 千円 △26,139 千円 1,778,341 千円

第7条 予算第9条に定めた一般会計から補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(2)建設改良負担金 17,684 千円 △3,515 千円 14,169 千円 第8条 予算第10条に定めた、たな卸資産の購入限度額「419,045 千円」を「408,246 千円」に改める。

平成28年2月26日提出

議案第36号

平成28年度秩父市一般会計予算 平成28年度秩父市一般会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成28年2月26日提出

議案第37号

平成28年度秩父市国民健康保険特別会計予算 平成28年度秩父市国民健康保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成28年2月26日提出

議案第38号

平成28年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算 平成28年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成28年2月26日提出

議案第39号

平成28年度秩父市介護保険特別会計予算 平成28年度秩父市介護保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成28年2月26日提出

議案第40号

平成28年度秩父市下水道事業特別会計予算 平成28年度秩父市下水道事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成28年2月26日提出

議案第41号

平成28年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算 平成28年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算は、別冊の定めるところに よる。

平成28年2月26日提出

議案第42号

平成28年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算 平成28年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算は、別冊の定めると ころによる。

平成28年2月26日提出

議案第43号

平成28年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算 平成28年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成28年2月26日提出

議案第44号

平成28年度秩父市駐車場事業特別会計予算 平成28年度秩父市駐車場事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成28年2月26日提出

議案第45号

平成28年度秩父市立病院事業会計予算 平成28年度秩父市立病院事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

平成28年2月26日提出